

一同着席

修祓

降神

献饌

祝詞

地鎮

四隅祓 鎮物埋納

玉串奉奠

撤饌

昇神

一同退場

② 参列者

縣選出貴衆兩院議員

縣會議員

大津市長、助役、收入役

大津市會正副議長、參事會員

在津官衙長

彦根市長

郡町村長會長

縣政記者

寄附者

工事關係者

廳内部課長

在津各廳長

團體代表者

(以上約百五十名)

當日は天氣晴朗で、廳舎改築の門出として洵に相應はしい日であつた。定刻、平知事以下各部課長等入場、來賓一同も着席式は大和田縣神職會副會長、官幣大社多賀神社宮司の司祭に依つて始められた。降神、献饌、祝詞等型の如く、次で地鎮となつて、神職に依つて四隅を祓はれ、又神職並に前川改築事務所長の手に依つて鎮物が埋納された。次で齋主の外、平知事、佐野縣會議長、内藤總務、福光經濟、渡邊學務、岡本警察各部長、堀田大津市長、市長代表、其の他町村長來賓、記者團、改築事務所長、工事請負人等の玉串奉奠があつて、式は閉ぢられ、終つて簡単な直會があり、席上、平知事の挨拶があつた。

尙當日來賓の重なる諸氏は吉田貴族院議員、並山地方裁判所長、國分同檢事正、各縣會議員、堀田

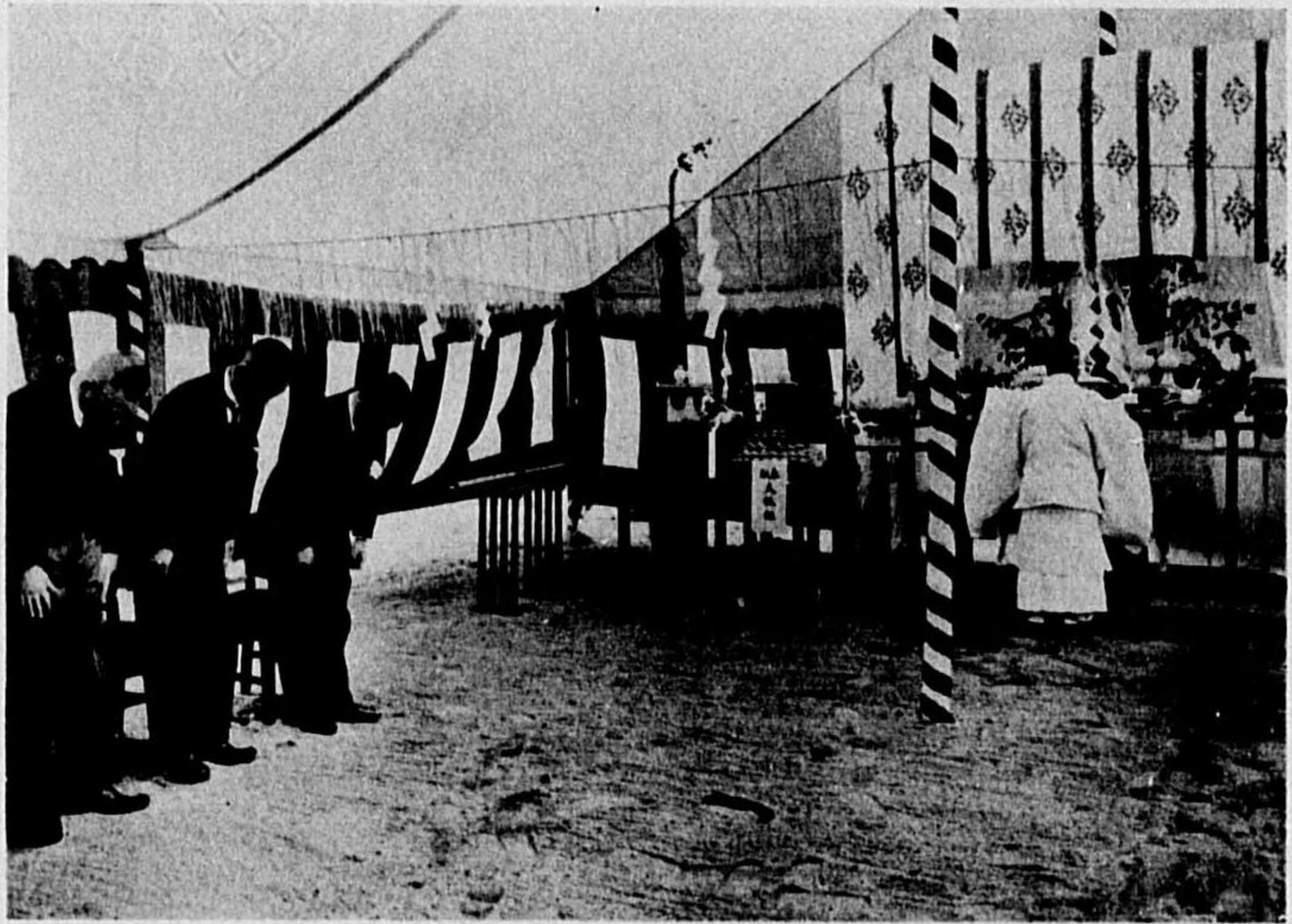
大津市長、大津市會議員、吉丸町村長、會長、廣野滋賀銀行頭取、猪田農工銀行頭取、田中京電社長等
(順序不同)であつた。

地鎮祭祝詞

是乃神籬爾齋伎奈里坐世奉留

神皇祖伊邪那岐伊邪那美二柱乃大神大地主乃大神別且波産土乃大神等乃大前爾官幣大社多賀神社
宮司大和田貞策畏美畏母白佐久

去志六月乃十萬里三日止云布日爾此乃縣乃應舍乎改米築伎建且奉止共事乃由乎告奉里石上古伎室
屋乎取除久工事乎志勤波伎津々有里志賀此日頃漸々爾事畢閉都禮婆豫且思比設介志事乃如久此乃處
爾璞玉乃新志久營美造良奉止八十八日日波有禮并母今日乎生日乃足日止撰定米且土搔伎均志石曳伎
均志且麻散志米撒伎神風也豐乃大御酒打灑伎鎮物齋比鎮米且惟神那留大御國乃式乃任々地鎮乃御
祭仕奉良久止大前爾御食御酒米始米海川山野乃雜々乃味物乎供奉里此乃縣乃知事平敏孝乎始米且
官人等波申佐久母更那里此乃縣乃政事爾關係良布諸人等爾至留迄今斯久大前爾參來集比且殿乃玉
申捧奉里御祭仕奉良久乎相諾比聞食給比且諸乃工事乎始米物運布手入乃末爾至留迄手乃躓足乃躓
无久疆域乃限八十禍津日乃曲事无久雨降里風吹支地震振留止母築伎建津留百八十柱乃搖貝事无久
傾久事无久滋賀乃浦曲爾茂里合布葦分小船乃障里无久野洲乃小川乎行久水乃最安々止滯留事无久
嚴敷美麗敷造畢閉志米給比且一日片時母速介久縣乃政乎明介久朗良仁事執里行波志米給閉止恐美恐
美母白須



地鎮祭



物鎮るけ於に祭鎮地

第十章 工事の内容

第一節 序 説

工事の概略については既に第五章改築案の縣會提出で記載して置いたが、こゝには更に稍詳しく内容を説明して見やうと思ふ。其の間、既記の分と重複の箇所もあらうが、概念把握上却つて必要と信じ、敢て削除しなかつた次第である。

第二節 平面計畫

本建築は正面を北に面せしめ、其の中央に玄關を設けた箱型建物とし、正面側の西端には議事堂關係諸室を一ブロックとし、西方に議事堂玄關に設けた本館と二大ブロックに區劃した。又、別に敷地西南隅に倉庫及自轉車置場背面に各試験室を設けた。

本館は地下室及塔屋付四階建とし、第一階には直接民衆と交渉の多い會計課、文書課、健康保険課並びに小使室、宿直室、電話室、第一、二食堂、電氣、暖房、蓄電池、石炭庫の各室を設け、第二階は西側に學務部關係、東側に警察部關係、正面中央には第一會議室を設けた。第三階は西側に總務部關係各室及參事會室、正面東側に知事室、秘書課、新聞記者室、正面中央に第二、第四會議室を設け、

第四階は正面中夫部を貴賓室、第三會議室の外經濟部各室を設置した。屋上は應員集會場、ラヂオ體操場として整備され、中央塔家は記念室として、舊應舎二階正廳を殆んど舊位置の直上に原形のまゝ移轉した。これは明治天皇の御聖蹟として永遠に保存し奉らんとするものである。

尙東側塔屋には青寫眞室、暗室、氣象觀測装置を設けた。地下室は非常の場合防護室として使用するもので、平素は倉庫に利用することにしてゐる。

附屬倉庫は主として文書格納を目的とし他に會計課、警務課等の保管品を保管するものである。

試験室は二階建とし階下に衛生課細菌室、工場課生物農政課肥料、土木課セメント各試験室、階上には衛生課寄生虫、飲食物、藥品、精密各試験室及獸醫室を配置するものである。

第三節 本館

建築敷地 大津市東浦一番地ノ一
工 程 昭和十二年十月二日起工
 同 十四年四月三十日竣工
敷地面積 七〇〇〇坪
廳舎構造 鐵筋混凝土耐震耐火構造、一部鐵骨造四階建、一部地下防護室及屋上塔家付
建築面積 延床面積 一五、五二九、九八三、五五〇、六九七坪八八六五

地下室 一、二七七、七五〇、九平米(三八六、四四坪)
 一 階 三、五九七、一三四、五平米(〇、八八一、三三二坪)
 他ニボンブ室 一六、二平米(四、九七三、五坪)
 二 階 三、四二九、五二〇、〇平米(一、〇三七、四二九、八坪)
 三 階 三、四二九、五二〇、〇平米(一、〇三七、四二九、八坪)
 四 階 三、四二九、五二〇、〇平米(一、〇三七、四二九、八坪)
 塔 家 三、五〇五、八〇〇、〇平米(一、〇六〇、五〇四坪)
 (一平米ヲ〇、三〇二五坪トシテ換算ス)

建築物ノ高さ

一般四階建部地盤線ヨリ 屋根扶壁上端迄 二〇米
 正面塔家部ヨリ 同 三五、四米
 正面議場側及正應部ヨリ 同 二〇、六米
 議場部ヨリ 同 二一、五米
 「エレベーター」機械室部ヨリ 同 二二、四米
 寫眞室部ヨリ 同 二三、八米

建築様式 新日本近世式

構造概要ノ説明

基 礎……大割栗石地業 鐵筋コンクリート基礎ニ繫梁ヲ配置ス
 各軸部及床……鐵筋コンクリート構造
 屋 根……一般鐵筋コンクリート造陸屋根、議場、正廳正面塔家ハ鐵骨造
 壁……外壁、耐震壁、其ノ他重要ナル間仕切壁ハ鐵筋コンクリート造、普通間仕切壁ハ木造
 階 段……鐵筋コンクリート造

仕上概要

△外部仕上

外廻リ壁ハ腰人造石小叩キ仕上、ブロック張リ、上部スクラッチ三丁掛、タイル張リ、部柱形小叩仕上人造石、ブロック張リ軒廻リ人造石洗出シ仕上、塔家、人造石塗洗出仕上一部前同、タイル張リ中庭廻リ壁腰、モルタル塗リ刷毛引仕上上部、ガンリシン吹付仕上ゲ

△内部仕上

一般事務室 床、リノリユーム敷キ、周圍巾木、ベソキ塗壁、天井共白漆喰塗
 第一階下廣間 床、真鍮目地入、人造石塗リ研出シ仕上、周圍壁黃大瀧大理石張リ、天井、コルク吹付一部白漆喰塗、ベソキ塗仕上ゲ
 各階「ホール」 床前同上、周圍腰「テラゾー」ブロック張リ、上部壁白漆喰塗リ、天井

玄 關

「コルク」吹付一部白漆喰塗、ベソキ塗仕上
 床、勿來黃御影及普通御影貼リ合セ、周圍壁人造石、ブロック張リ、天井白漆喰塗リ、ベソキ塗仕上ゲ

車 寄

床、周圍壁共花崗石小叩キ板石張リ、同石張リ車廻シニケ所付、床腰共「テラゾー」ブロック張リ、上部壁天井共白漆喰塗リ、第一階壁ハ「テラゾー」ブロック張リ、ベソキ塗、手摺、笠木新黃華大理石

第一階段室

内外共「テラゾー」ブロック張リ、内側ニ信樂陶器「バネル」入レ、床「テラゾー」ブロック張リ、周圍腰手摺共「テラゾー」塗仕上、上部天井共白漆喰塗リ

各 階 段 室

床「モザイク」タイル張リ、周圍腰、信樂「タイル」張リ、上部壁天井共白漆喰塗リ

第一、第二食堂

床「フロアリング」ブロック張リ、周圍腰、信樂「タイル」貼リ、上部壁及天井「アスベスト」ラス「ラフオール」仕上ゲ

第三 食 堂

床「ゴム」タイル張リ、周圍腰、紙貼リ柱形ベニヤ板寄木貼リ、ステイン仕上、上部壁及天井白漆喰塗、ベソキ塗仕上

第一、第二會議室

床「ゴム」タイル張リ、周圍腰、紙貼リ、上部壁、天井「アスベスト」ラス「ラフオール」塗、ベソキ塗仕上

各部長室及控室

床「ゴム」タイル張リ、周圍腰、紙貼リ、上部壁、天井「アスベスト」ラス「ラフオール」塗、ベソキ塗仕上

知事室

床寄木貼リ、腰高羽目「チーク」材、「ステイン」仕上、上部壁及天井白漆喰塗り水性ペンキ塗り上

同別室

床前同、周圍腰「チーク」材、「ステイン」仕上、上部壁紙貼リ小壁及天井共白漆喰水性ペンキ塗り

同應接室

床前同、周圍壁紙貼リ小壁天井共「アスベスト」ラフオール仕上

議長室

床寄木張り周圍腰羽目「チーク」材、「ステイン」仕上、上部壁紙貼リ天井「アスベスト」ラフオール「ペンキ」塗り仕上

副議長室

床「チーク」及「檜」フローリング「プロック」貼リ周圍腰羽目「檜」材「ステイン」仕上、上部壁紙張リ天井「アスベスト」ラフオール「ペンキ」塗り仕上

貴賓室

床カ寄木貼リ周圍腰羽目「チーク」材上部壁紙貼リ「檜」材「ステイン」仕上、天井漆喰塗り「ペンキ」塗り上、青葉大理石「フアイア」プレート「付」副室及前室、周圍腰壁紙、上部壁天井共「アスベスト」ラフオール仕上、化粧室便所付

正廳

床カ「ゴム」タイル貼リ周圍腰羽目「ベニヤ」材、「ペンキ」塗り上、上部壁「パネル」壁紙貼リ各「檜」材天井「コルク」粉吹付共「ペンキ」塗り上

縣會議場

正面御眞影奉安用別製金庫設置ス

正面ニ議長席、知事席、參與席、演壇ヲ設ケ議場ヲ半圓形ニ配列シ中二階ニハ馬蹄形ニ傍聽席ヲ取設ケ背面ニ洗面所、便所ヲ配ス床「ゴム」タイル貼、周圍「テック」ス貼、「ペンキ」塗り、演壇背面「チーク」ベニヤ板貼リ「ステイン」仕上、天井「テック」ス貼リ「ペンキ」塗り床「チーク」及「檜」フローリング「プロック」貼リ周圍壁紙貼リ天井漆喰塗り「ペンキ」塗り上

各便所及洗面所

床「モザイク」タイル「腰」羽目角「タイル」貼リ上部壁及天井白漆喰塗り「ペンキ」塗り上

地下室

床周圍壁共防水劑入「モルタル」塗り天井白「セメント」吹付仕上「スロープ」前後二ヶ所宛付

記念室

舊正廳内部共ノ儘移轉トシ床板張腰羽目其他造作櫨材上部壁緞子貼リ天井漆喰塗り「カセイン」塗り上トス

窓

外部廻リ鋼製建具「ペンキ」塗り内部間仕切木製「ペンキ」塗り付キ外部廻リ及廊下界各扉鋼製、正面及議場正面扉東洋「ブロンチン」グ仕上、其他「ペンキ」塗り上、内部各間仕切各扉、木製、一般事務室、便

出入口

所其他「ペンキ」塗り、知事室各部長室、議事堂、會議室、參事會室、正副

議長室等「ステイン」仕上付キ
 陸屋根「アスファルト」防水層上ニ火山礫「コンクリート」打ち上ク
 リンカー「タイル」張り伸縮目地仕上ゲ

電氣設備

京都電燈株式會社ヨリ三〇〇〇—三三〇〇ボルト「六〇サイクル」三相三線式ニテ受電
 シ變壓器ニ依リ夫々變成シ配電方式ハ電燈「コンセント」回路ハ幹線一〇〇ボルト「三相
 三線式」分岐回路「一〇五」ボルト單相二線式動力回路二二〇ボルト三相三線式トシ各
 回路別ニ配電シ各配線ハ金屬管ヲ用ヒ隱蔽配管ニ依リ配線シ各分電盤ヲ經テ電燈七百
 八十四ヶ所「コンセント」九十七ヶ所ニ配線シ非常蓄電池燈用ニハ別ニ「チュードル」式K8
 一7型硝子槽入既熔着据置用蓄電池ニヨリ一〇〇ボルト直流二線式ニヨリ前記同線
 配線シ停電時ニ際シ自動的ニ蓄電池ニ切替ヘ點滅シ尙電源復舊スレバ自動的ニ普通電
 源ニ切替ルモノトス

△避雷針設備

本館屋上三ヶ所塔屋一ヶ所煙突一ヶ所ニ取設ケ二六耗十三本燃リ銅導線ニテ接地シ
 タリ

△電氣時計設備

交流直流併用式精工舎製D式電氣時計ヲ使用シ一〇〇ボルト「六〇サイクル」ノ交流

及蓄電池二十四「ボルト」ノ直流ヲ受電シ親時計一個標準時計一個及「バイロット」子時
 計二個ニヨリ操作スルモノトス

△時報時計及「モーター」「サイレン」

時報時計精工舎D式電氣時計ニ自動時報裝置ヲ聯動セシメ二一〇ボルト「三相交流
 六〇サイクル」三馬力「モーター」「サイレン」ヘ電氣的ニ連絡シテ所定ノ時報「プログラム」ニ
 從ヒ自動的ニ作動吹鳴スルモノトス

△幹部出退表示裝置

幹部登退廳表示用トシ小型赤色「ランプ」ヲ點滅シ表示スルモノニシテ、交流二四「ボルト」
 ト「ランム」式ニシテ電源トシテ容量一五「キロワット」一次側一〇〇ボルト二次側二四
 「ボルト」變壓器ヲ設置スルモノトス

△呼出電鈴設備

各部課各室ハ夫々知事及所屬部長ヨリノ呼出信號ハ「ブザー」又ハ「ベル」ニヨルモノトシ
 交流二四「ボルト」ヲ電源トシ幹部出退表示器用電源ヲ共用スルモノトス

△非常電鈴設備

非常電鈴ハ供待秘書係室、縣會議員室、庶務課ノ四ヶ所ニ押釦ヲ設ケ各階廊下三ヶ所ニ
 六吋電鈴ヲ取付ケ一〇〇ボルト電源ニテ操作シ押釦ハ非常用特殊裝置ヲ爲スモノ
 トス

△放送設備

本設備ハ「ラヂオセット」「マイク」「ロホン」「レコード」演奏装置等凡テ電話交換室ニ設備シ知事室各部長室各階廊下及屋上「ラヂオ」體操用ニ擴聲器ヲ設置シ放送スルモノトス
全交流一〇〇ボルトニ接続使用シ其ノ電源回路ニハ電源電壓調製装置ヲ自藏シ常ニ標準電壓一〇〇ボルトニ調節ノ上使用ス

電話設備

一般電話及警察電話ニ大別區分シ一階西側ニ一般、東側ニ警察各電話室ヲ設ケ、一般ニハ電話室内ニ直流二十四ボルト電源ニヨリ動作スル對局磁石式共電式六座席据置型交換機設置トシ將來容易ニ對自動式局ノモノニ變更シ得ルモノトシ電源トシテ十二個一組二十四ボルト「一二〇アンペア」時ノモノニシテ硝子槽入据置型トシ同時充放電装置ト共ニ交換室内ニ設置スルモノトス
局線回路三〇實裝二〇私設線回路三〇〇實裝二〇〇ヲ收容セリ
警察電話ハ特種共電式三座席据置型交換機トシ對磁石式電話中繼線回路容量八〇實裝六〇共電式電話回路容量一〇〇實裝七〇他ニ一齊呼出電話十四回線、廳府縣連絡電話六回線ヲ設備セリ

電話機ハ最新型イ六六一號共電式卓上電話機及イ六六〇號壁掛電話機トス

暖房及換氣設備

△暖房設備

暖房設備ハ複管上向低壓蒸氣暖房装置トシ汽罐室内ニ鑄鐵製組合セ型S—五—一二—ST型二基ヲ据付ケ之ヨリ生ズル低壓蒸氣ヲ各室ニ送リ其ノ還水ハ「トラップ」ヲ經テ還水管ヲ通り真空給水ポンプニヨリ汽罐ニ還水スルモノトシ室外溫度攝氏零下二度ニ於テ暖房ヲナス室攝氏十八度内外ヲ保タシムルモノトシ東西議事堂ヲ含ム二大部分ニ區分シ配管セリ
放熱器ハ各事務室ハ主トシテ日本標準型五細柱ノモノ知事、部長、議事堂等各室ニハ對流放熱器ヲ用キタリ

△換氣裝置

地下室防護室用トシ屋上ノ新鮮空氣ヲ取入レ地下室機械室ニ片側吸込多翼型「ベルト」式送風機換氣容量毎分一〇七〇〇立方呎及送風機用電動機三相交流六〇「サイクル」二二〇「ボルト」誘導電動機ヲ据付ケ各「ダクト」ニヨリ地下室内二十二ヶ所ニ送風スルモノトス

給水設備

用水ハ上水及井水ヲ使用シ給水スルモノトス
上水ハ大津市上水道ヨリ供給ヲ受クルモノトシ給水「ポンプ」ニ連絡加壓ノ上一旦屋上貯水槽ニ揚水シ給水スルモノトシ主ニ飲料水ニ使用スルモノトス

配管ニ際シテ最下部ニ於テ水道直結部ハ二五〇封度毎平方吋水槽以下ハ一五〇封度毎平方吋ノ水壓ニ耐ヘシメタリ

井水ハ本館中庭東南隅ニ鑿井ヲ施行シ之ニ深井戸「タービン」ポンプヲ設置シ井水受水槽ニ揚水シ更ニ井水給水「ポンプ」ニヨリ濾水器ヲ經テ屋上井水槽ニ揚水シ主ニ水洗便所、手洗用水等ニ使用スルモノトス、鑿井深度ハ四〇〇尺、内徑八吋、揚水量三、五〇〇石毎トス

消水栓設備

汽罐室内ニ消火栓用「ポンプ」ヲ設置シ水道引込管ノ延長及鑿井受水槽ヨリノ吸水管ヲ之ニ連結シ本「ポンプ」ニテ加壓ノ上各階各消火栓ニ給水スルモノトス又一方本館正面東側及議事堂正面部ニハ滋賀縣消防「ホース」連絡用栓子ニ適合セル「サイヤミー」ズコンネクシヨ「ン」ヲ設置シ大津市消防「ポンプ」ニヨリ給水ヲ受クルモノトス配管後各辨共二五〇封度毎平方吋、管最下部ニ於テ二〇〇封度毎平方吋ノ水壓ニ耐フルモノトス消火栓箱ハ各階ニ取設ケ十九ヶ所トシ町野式消火栓「口徑 $\frac{1}{2}$ 」ホース「口徑 $\frac{1}{2}$ 」長一〇〇尺等ヲ設置ス

衛生器具設備

東洋陶器株式會社製トシ大便器ハ和風式トシ水洗用「ハンドル」式「フラツシユ」バルブ「付」小便器ハ「ストール」使用五人立自働洗滌装置トシ排便ハ各淨化槽ニ連絡トス、其他洗面器、水飲器各流、雑巾洗器等取付ケ排水ハ凡テ各淨化槽ニ連絡トス

汚水淨化装置

各便所毎ニ三ヶ所ニ取設ケ各淨化槽ハ容量三五〇人槽ヲ設置シ鐵筋「コンクリート」造トシ腐敗槽、豫備濾過槽、酸化槽、消化槽ニ分レ淨化消毒ノ上ハ水門ヲ經テ前面下水溝ニ放流ス

瓦斯設備

瓦斯ハ大津市ヨリ供給ヲ受ケ調理室、小使室、浴室、貴賓室及各階湯沸場ニ配管スルモノトス

昇降機設備

昇降機現在設置セザルモ、機械室、昇降機用ピツチ等ハ之ヲ設ケ將來直ニ取設ケ得ルモノトセリ

防空用暗幕装置

本設備ハ知事室、各部長室及重要ナル各課室各窓ニ特許東建式「ロール」暗幕二九四ヶ所各出入口及廊下界ニハ同上折込式暗幕大小十二ヶ所ヲ施設セリ
其ノ他「ダスト」シュート設備二ヶ所「メール」シュート設備、食堂「リフト」設備等ヲナセリ

第四節 附屬倉庫

工程

昭和十四年三月二十五日起工
同 年十一月三十日竣工

構造 鐵筋コンクリート耐震耐火構造 地階共四階建 一部塔屋付
 建築面積 延床面積 一〇三・二五平方米(三百一十一坪九合五勺)
 地下室 二五四・一平方米
 一階 二五四・一平方米
 二階 二五四・一平方米
 三階 二五四・一平方米

〔ベント「ハUSS」一四・八五平方米(但シ一平方米〇・三〇二五坪トシテ換算ス)〕

構造仕上概要

- 一、軒高地盤線ヨリ扶壁上端迄一三四米一部ニ屋上出入口取設ケトス
- 一、基礎布掘地形トシ割栗石搗固メ鐵筋コンクリート基礎ニ繫梁ヲ配ス
- 一、軸部及床、壁、階段鐵筋コンクリート造トス
- 一、外壁、腰共防水劑入「モルタル」塗リシン吹付仕上トス
- 一、窓、二重窓外側鋼製防火扉付内部木製引違硝子障子付ベンキ塗
- 一、出入口、地下室及正而出入口扉鋼製兩開唐戸其他木製兩開扉ベンキ塗付キ
- 一、屋根「アスファルト」防水層ノ上ニシンダーコンクリート打ノ上「モルタル」塗仕上ゲ伸縮目地付防水「モルタル」仕上
- 一、各室内

地下室 床カ周圍腰及側壁共防水「モルタル」塗天井「プラスチック」塗
 各室 床カ周圍巾木共「モルタル」塗側壁及天井ハ「プラスチック」塗

電燈

本館電氣室ヨリ交流一〇〇ボルト單相三線式ニテ受電分電盤ヲ經テ十八ヶ所ニ配管シ點灯ス

衛生、消火設備

各階段室ニ手洗所及町野式¹⁾消火栓ヲ取設ケ本館ヨリ受水スルモノトス

電話設備

私設線三回線ヲ設ケ本館一般電話交換台ニ連絡ス

(附)

自轉車置場

工程 昭和十五年二月五日着手同三月三十一日竣工

構造仕上

鐵筋コンクリート造平家建背面道路擁壁利用
 平積十七坪一、外部壁及陸屋根、内部床、壁及天井「モルタル」塗仕上ゲトス

第五節 各試驗室

位置 本館裏手(南方構内地)

工 程

昭和十五年九月十八日着工
同 十六年二月二十八日竣工

建築面積及概要

合延坪 二百三十三坪三合六勺

内

平積 百二十二坪五合 本家木造二階建一棟

同 二坪五合 消毒室木造平家建一棟

同 四坪八合六勺 便所同上二棟

同 一坪 分解室同一棟

本 家

木造二階建軒高地盤線ヨリ軒桁上端迄二十六尺軒出柱真ヨリ鼻隠外面迄二尺屋根
勾配五寸方形造小屋トラス組屋根板張リ粉板葺ノ上置土深切込棧瓦葺基礎栗石搦
固メ腰共コンクリート打外部板張ノ上鐵網張リ「モルタル」塗リシン吹付仕上腰人造
石塗リ洗出シ仕上外部木部見掛リ「ベンキ」塗内部床板張リ及コンクリート「叩キ」モ
ルタル塗リ周圍巾木付上部大壁白漆喰塗リ天井「テツクス」張リ内廊下及階段室木部
見掛リ「ワニス」塗リ

便 所

木造平家建、軒高前同十尺、軒出及傍軒出前同一尺五寸、屋根勾配五寸切妻造リ和小屋
但、屋根基礎共本家同斷

内部床「コンクリート」叩キ「モルタル」塗巾木付腰羽目板張リ「尿溝周圍ハ「タイル」張リ」大
壁白漆喰塗リ天井棹縁板張リ木部「ワニス」塗

分 解 室

木造平家建、軒高前同十二尺一寸、軒出傍軒出前同一尺五寸其他便所同斷

内部床板張リ周圍巾木付大壁白漆喰塗リ

小屋裏顯シ内部作付「ドラフト」二「チャムバー」床鐵網「コンクリート」周圍巾木共「モザイ
ク」タイル「張リ」上部大壁天井共白漆喰塗天井ヨリ金剛煙突ニ依リ排氣装置トス

消 毒 室

木造平家建、軒高七尺三寸、軒出及傍軒出前同一尺五寸、屋根勾配四寸五分、和小屋切妻
造リ屋根基礎同斷

内部床「コンクリート」叩キ「モルタル」塗周圍腰板張羽目板張上部吹抜小屋裏顯ハシ

窓

木製引違腰高硝子建外部廻リ「ベンキ」塗リ間仕切窓「ワニス」塗リ

出 入 口

木製引違腰高硝子戸及唐戸建外部廻リ「ベンキ」塗リ間仕切窓「ワニス」塗リ

階段

木製折曲リ階段ヲニス塗リ

電氣設備

電灯電熱動力凡テ本館電氣室ヨリ交流百ボルト單相三線式ニテ受電シ分電盤ヲ經テ各室電燈四十九ヶ各試験用電熱コンセント各モーターニ配管シ配電スルモノトス

給排水及ガス設備

給水設備ハ本館ヨリ受水スルモノトシ各試験室、便所、手洗階段室、手洗ニ配管ス排水ハ各排水鐵管及土管ニヨリ敷地周圍下水溝ニ放流トス
大小便池ハ内務省式衛生便池トシ汲出装置トス
「ガス」設備ハ大津市ヨリ供給ヲ受ケ屋内計量器ヲ經テ各試験室各ガスコック二十二ヶ所ニ配管スルモノトス

電話設備

私設線七回線ヲ設ケ本館一般電話交換台ニ連絡トス

第六節 其の他參考事項

設計並監督

△本館 附屬倉庫、自轉車置場及其他附屬工事

設計 工學博士佐藤功一、工學士國枝博

工事監督 縣廳舎改築事務所

△各試験室

設計及監督 總務部庶務課建築係

施工

△本館、附屬倉庫、自轉車置場新築及周圍コンクリート塀及門取設工事

株式會社大林組

△本館電話設備 沖電氣株式會社

△同 電氣設備 工藤電氣工務所

△同 暖房、換氣、衛生設備 須賀商會

△同 家具、裝飾工事 (京都東京)株式會社高島屋

内外木材株式會社

宮崎平七

△同 暗幕設備 東京建材株式會社

△同 庭園工事 中野一郎

△鐵筋鐵骨材 津田勝五郎商店、内津田山本商店

其ノ他工事關係者

大津市長 尚美堂 澤村秀吉 大阪鋼材株式會社

△各試驗室新築工事 小西幾太郎

△同 給排水工事 須賀商會

△同 電灯、電熱、動力設備 中島由松

△同 電話設備 沖電氣株式會社

從業人員數 六六〇〇〇人

使用材料(本館)

鐵筋 一三〇〇庇官給

鐵骨 六一庇(同)

セメント 一二八〇〇〇袋

砂利 二二〇〇立坪

砂 二五〇〇立坪

工費

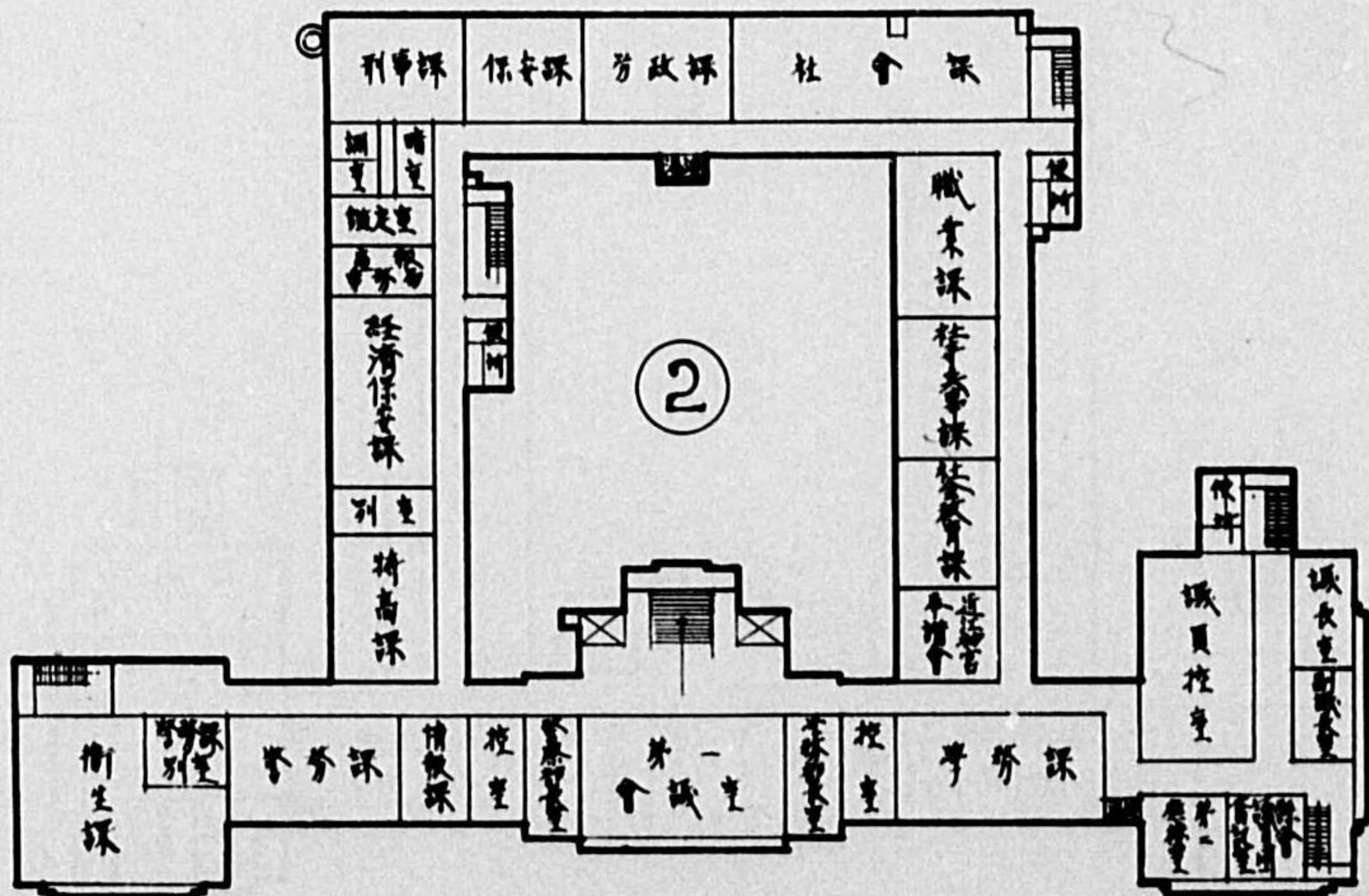
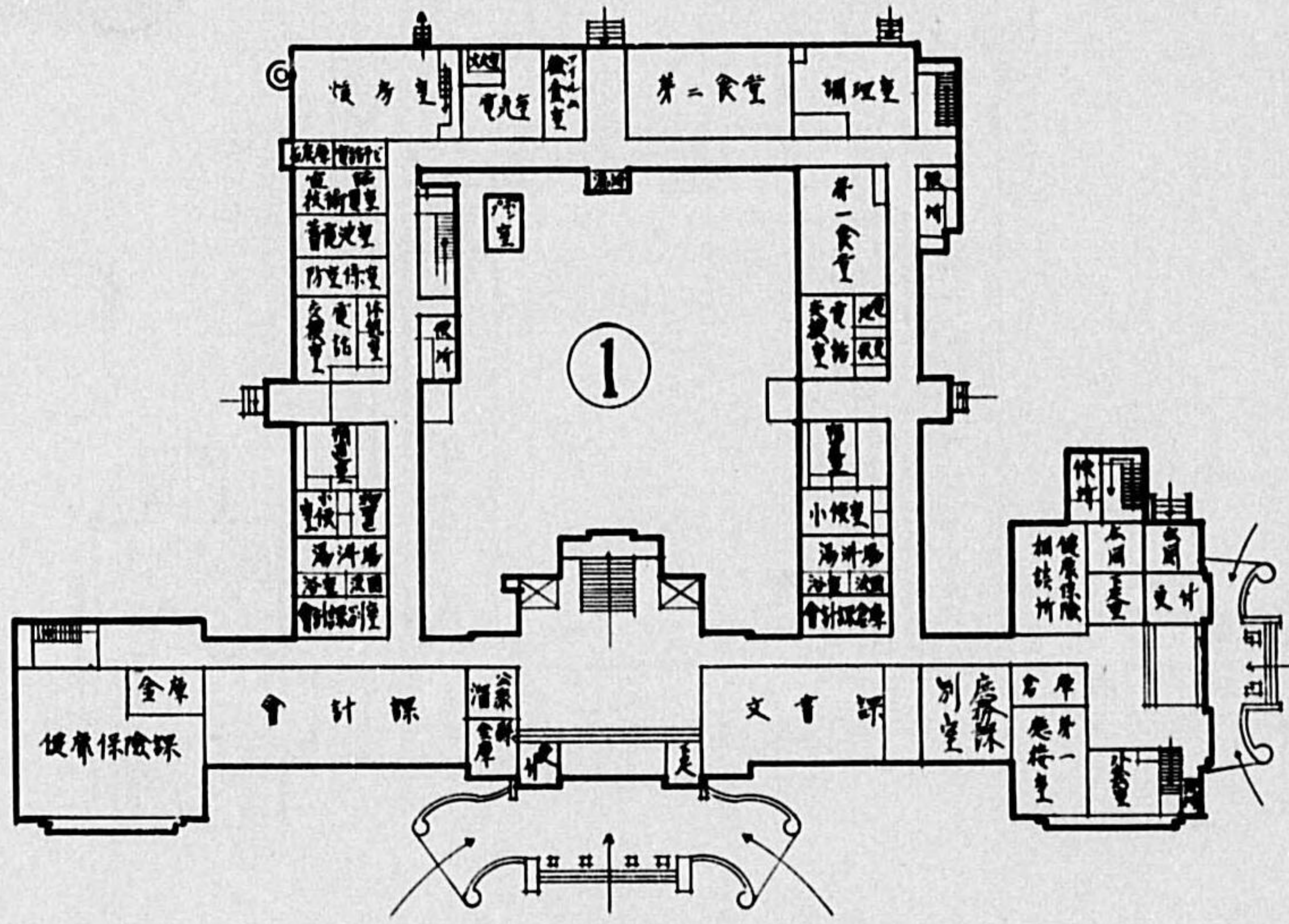
本館新築工事

百二十六萬五千四百八十七圓八十九錢

附帶設備

九萬八千二百二十四圓十五錢

廳舍各階平面圖



電話	五萬三千五百六十三圓十九錢
衛生(暖房換氣給水)	十三萬九千八百六十一圓三錢
周圍塀、自轉車置場其他	二萬一千八百六十五圓五十三錢
庭園工事	七千三百九十三圓六錢
家具裝飾工事	四萬一千二百四十四圓五錢
計金	百六十二萬七千四百三十二圓九十錢
倉庫(附帶設備共)	五萬一千五百六十五圓七十七錢
試驗室(同)	四萬四千五百四十一圓九十九錢

第十一章 工事中の状況

第一節 工事日誌

工事中の状況を主として工事日誌によつて記述することにする。

本館の起工は昭和十二年十月一日であつたが、同月十八日には現場で地鎮祭を執行した。その詳細は別章に於て記述した通りである。同時に、現場元高等官食堂跡に建築中であつた改築事務所(二階建六十坪)が竣成した。滋賀縣廳舎改築事務所の看板が前川所長の筆によつて揮毫掲出された。

現建築物の解體は大林組の請負決定以來着々進められ十二月半ばには全部終了した。

十一月七日には國枝工務所の長谷川常次氏が囑託として來任、同十一日には佐藤事務所の田中慶作氏が同じく來任した。

同十二日には午前十一時から縣廳所在地の産土神たる若宮八幡宮社掌を招いて所員課員參列の上改築事務所の修祓を執行した。

十五日國枝顧問技師來場。

二十二日佐藤事務所木村氏來場。

二十四日地下防護室増設の件決定、設計は改築事務改築事務所で爲すことに決定した。十二月九日同設計は大體完了した。

この頃解體ガラ及根伐土は膳所中學敷地に毎日トラツクで搬出した。

十二月十二日には工事用エレベーター、十四日にはミキサを据付けた。

同十八日國枝顧問來場、セメントは昭和セメント使用に決定。

同二十二日にはウオセクターの組立を了した。

十三年一月六日國枝顧問來場、地下室は正面本館下に設置に決定。

同十二日平知事、縣會議員等來場視察。

同十七日國枝顧問來場。

同二十二日地耐力試験の結果による軟弱地盤については基礎盤を擴大することに決定す。

同二十八日國枝顧問來場。窯業試験場長來場信樂タイル試験焼打合。この頃より大工は基礎一階課、一階床柱型假枠等拵へに従事し、土工は地下室掘方、議場基礎目潰砂利真棒胴突に従事した。

二月八日國枝顧問來場。同十三日議場側基礎コンクリート打開始、同十四日下村工手來任。

同十九日は佐藤事務所木村技師來縣、同氏及前川事務所長、佐々木技師、田中囑託一同信樂窯業

試験場に出張、信樂タイル製造状況視察。同二十二日國枝顧問來場。同二十三日東南側鐵筋

検査、一般造形検査。この頃より議場壁梁等鐵筋組立。

二月二十六日國枝顧問來場。二十八日木村技師、國枝顧問來場。本日東南側基礎コンクリート打終了。

三月五日囑託小飯塚謙一氏來任、背面西南部基礎コンクリート打終了。

三月七日國枝顧問來場、附帶工事設計圖に付前川所長に説明承認を得、直ちに入札に附することに決定。同十二日參事會員、總務部長等と來場。この頃大工は背面側通り基礎上假枠組、鐵筋は地下室西基礎、議場煖房ピットの鐵筋組、土工は地下室西エレベーター前、背面東、ポイラーピット掘方に從事した。

三月十五日國枝顧問來場。同二十七日東側根伐晝夜交代にて夜業開始。

三月二十九日附帶設備電氣は工藤電氣。煖房衛生は須賀商會に決定した。同三十一日二階堂技手來任。

四月十八日正面左側一部地盤軟弱に付基礎面積擴大に決定、この頃大工は地下室西部議場一階柱梁階段廻り、西エレベーター前側通り假枠入れ、土工は地下室東部、東エレベーターピット根伐、中央部栗石入れ、殘業根伐土揚げ、齋は議場正面入口廻り足代、地下室カード足場等、鐵筋は背面柱建て、議場外壁廻り等に從事。

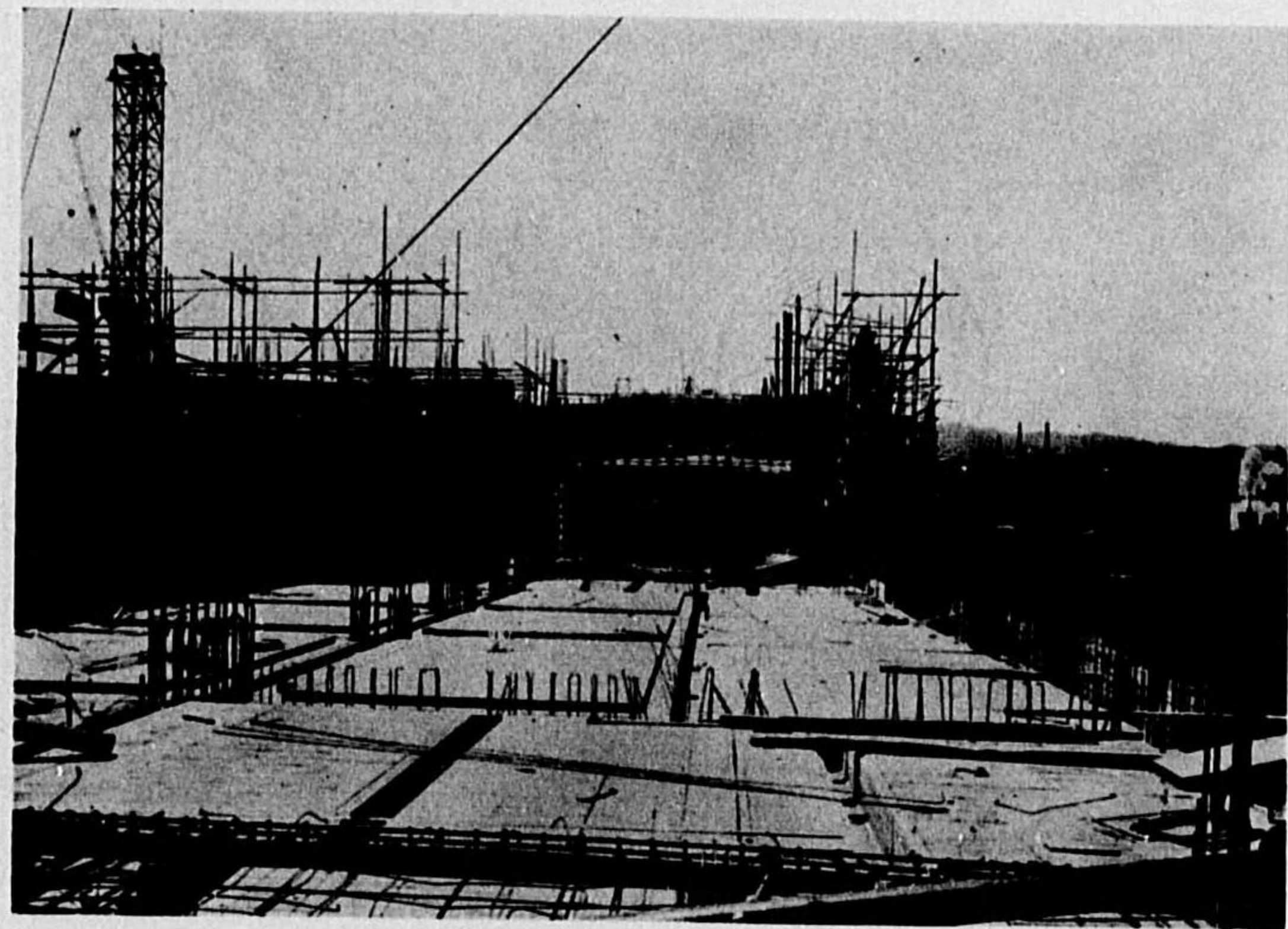
四月二十一日末次内相視察の爲來場、その詳細は別項記載。

同二十六日縣會議員等參觀。

同二十七日前川事務所長、佐々木技師、長谷川囑託愛知縣廳舍、名古屋市廳舍視察の爲同縣に出



舍廳舊の中壊取



工事中の新しい廳舎

張、即日歸廳。

同二十八日地下室中央部基礎鐵筋検査一部手直下命、東ウオセクリーター及ミキサ―使用開始。電氣差込位置、標示灯位置等決定、部長以上壁付標示灯を卓上用とすることに變更。

五月十一日佐藤國枝兩顧問は平知事、内藤總務部長等と來場。タイル及壁紙の選定決す。同十三日午前十一時神職を招じ鎮物を正面廣間中央柱二本間基礎上に安置しコンクリート箱に納め埋戻をなす、所員一同午餐をなす。

六月二十四日事務所長其の他庶務課員と協議の上議場關係家具配置をなし各家具製造業者に提出設計せしむることゝす。議場側二階床梁其の他假枠検査異狀なし。

五月十八日舊正廳位置標示石は地下室正面舊正廳下部に當る部分に設置することに決定。同二十三日事務所長、佐々木技師來所各壁紙類見本最後決定をなす。同二十五日國枝顧問來場。同二十六日午後より東側と正面左翼との取合廊下側基礎及煖房暗渠コンクリート打をなし夜業十時に至る。同三十日地下室床防水コンクリート打本日をも以て終了。

六月二日大平工手來任。本日より土工増加しカード八台動かす。

六月七日信樂タイルの件に付窯業試験場長及藤田同場技手來場。

六月十一日朝六時半土工コンクリート揚リフトと中央部機械との間に挟まれ即死したのでコンクリート打を中止し事務所長所員一同弔意を表す。

六月十六日木村技師、佐藤事務所來場。同十七日警察部長及長官等來場、三階議場床迄案内。

この頃正面左翼一階床コンクリート打鐵筋は議場三階床片付け、正面中央左柱を建てた。六月二十二日平知事、總務部長、參事會員等來場、議場テーブル、椅子の高さ位置等假設材にて模型組立て寸法決定をなす。

同二十三日壁紙高島屋より納入。同二十九日工藤電氣西村氏來所、原田技手立會、變電室廻り關係圖、水銀整流器、各配分電盤圖面決定。尙出退標示器、放送設備打合。

七月一日中村貞四郎氏囑託となり來任、同六日長官來場。

同九日各廊下腰は一吋三分角モザイクタイルにて色見本決定、何奈製陶製議場側家具布地見本決定。七月十一日木村技師來所。同十二日國枝顧問來所。十五日長官來場、大林組柱工務監督等來所、各材料手配狀況報告。十六日長官の案内にて内務省防空課長、企畫課長來場さる。この頃假枠は西側面三階、コンクリート打は正面中央右二階床を施行中。

七月二十二日長官來場。二十五日議場ギャラリコンクリート打殘工事夜業にて終る。二十六日午後より四階スラブ東南隅よりコンクリート打。

同日長官來場。

御眞影は正廳内掲拜所内に金庫式の小奉安庫を購入安置することに決定。

七月二十八日國枝顧問來場。八月八日各廊下モザイクタイル(一寸角)は一階のみとし有田製品使用に決定す。八月十一日國枝顧問來場。

八月十二日床リノリウム代用品としてゴムマット一部使用決定。

八月二十二日長官來場。日本鑿泉より鑿井能率一日三千五百石充分なる旨申來る。同二十三日正面側三階スラブコンクリート打完了。二十六日國枝顧問來場。同二十七日長官視察。同二十八日内務省木村振興課長視察。同三十日議場鐵骨リベッティング本日完了。正面車寄の分建方開始。

九月一日長官來場。二日、議場屋根假枠完成、鐵筋は夜業にて配筋をなす。六日議場屋根及同バラベツト、コンクリート今夕にて終了。七日參事會員一同來所、議場内演壇其の他模型に依り寸法最後の決定をなす。この頃の工程は大工は三階東側正面木造間仕切及天井軸取付、土工は四階西側コンクリート打及埋戻し其の他、鳶は外部足代大工手元釘仕舞其の他、鐵筋は東側正面鐵筋運び及組立加工、鐵骨は正面車寄、石工は議場廻り据付及運搬建具は三階議場側サツシュ取付、左官は議場階段、サツシュ、モルタル塗等である。

十六日日本館正面側右方より第四階スラブコンクリート打開始す。

十九日議場側第三階段便所給排水通水試験をなす、結果良好。第三階段脇便所配管大部分完了。二十二日、二階副議長官廻りより上物造作取付開始す。防水工事議場屋根より開始、議場側オーダー人造ブロック据付開始、テラゾーブロック据付開始。

本館四階鐵筋運搬加工。二十四日木村技師來場、ゴムタイル打合、大阪陶業へ出張、田中囑託同道外装タイル打合をなす。二十六日長官來場。二十九日國枝顧問來場。三十日長官來場。

十月二日長官來場、三日大林組より一般リノリウム製作可能の旨申出。七日木村技師來場、縣

參事會員視察、十三日長官視察、二十九日佐藤國枝兩顧問來場、長官視察此の頃の工程―塔屋バラベッコンクリート打、屋上防水、各階サツシュエー箆込、内部及地下室モルタル塗、議場部屋ベシキ塗りノリウム張り等施工。

十一月五日長官視察、大阪土木出張所視察

同八日午前十時より上棟式並に議場清祓式舉行、詳細は別項の通、同九日より議事堂縣會に使用準備。同十一日高島屋の手に依り議場議席名札取附、議席位置等深更に至る、又須賀商會の手によりボイラー工事徹夜完成す、大林組煙突耐火煉瓦積工事亦同様。十二日午後三時過ぎ議事堂に於て縣會開かる。使用支障なし、十四日縣會再會。縣會、二十一日まで休、二十一日より引續き開會さる。

十二月五日國枝顧問來場。七日南側リフト故障に依りエレベーター落下左官一名負傷後死亡す。十日縣會終了。十一日附屬倉庫試験掘、大體本廳舎ボイラー室附近と同様の地層なり。二十日部課長會議を新議事堂にて開催。二十九日本年工事終了、工程―大工は塔屋軸組、石工は玄關車寄石加工、外部タイル張、鋳工は堅樋取付、展望台手摺取付、建具扉取付、左官外部人造石内部天井仕上、各窓硝子取付等。

(昭和十四年一月以降の日記は惜くも、併し爾後は殆んど内部工事で大なる變化はなく、かくて同年四月に至り全く竣工を見たのである)

第二節 假廳舎の光榮

假廳舎使用中の光榮として特記すべきは昭和十三年四月十九日 東伏見宮故依仁親王妃周子殿下の台臨を辱うしたる一事である。

殿下には四月十七日午後一時二十五分三重縣方面より大津驛御着。陸軍病院御慰問の後、琵琶湖ホテル御泊。同十八日御滞在。十九日午前十時假廳舎なる縣廳に御成遊ばされた。殿下には倉賀宮内事務官、鮫島御用扱等を隨へさせられ自動車にて御着。廳員整列奉迎の裡を知事代理内藤總務部長の御先導にて御休所知事室に入らせられ、内藤、福光渡邊岡本各部長に單獨賜閱の後、内藤部長より銃後援護状況を言上、御少憩の後更に參事會室にて重田蠶糸課長外各高等官課長に賜閱あらせられ、午前十一時縣廳御發、京津國道を京都都ホテルに向はせられた。同日は廳員の外愛國婦人會員、大津市内應召軍人家族、戦病死者遺族も花吹雪する前庭に居並び奉迎送申上げたが、殿下にはこれ等遺家族の前を御徒歩で一々御會釋あらせられ一同感泣した次第であつた。

第三節 末次内相の視察

昭和十三年四月二十一日末次内務大臣は西下の途次、本縣に立寄り縣廳舎改築状況を視察された。

同大臣は同日午前七時五十三分大津驛着で勝田内務政務長官、安藤土木局長、兒玉神社局長等を随へて來縣直ちに平知事の案内で縣廳舎改築現場を視察、自動車で國道二號線を経て南郷洗堰視察、神内務省大阪土木出張所長の説明を聴き、更に車を返して、同九時二十五分、假縣廳舎に到着、議事堂で縣廳員に訓示を與へた後、九時五十分から近江神宮御創建地を視察の上、京都府廳に向つた。

(參照) 工程一覽 (本館)

工種	年月日											
	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
假設工事	四%	四%	四%	四%	四%	四%	四%	四%	四%	四%	四%	四%
基礎工事												
コンクリート工事												
鐵筋工事												
鐵骨工事												
防水工事												
石材工事												

工種	年月日											
	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
大理石及薄石貼工事												
タイル工事												
木材工事												
鋳金物工事												
建具工事												
左官工事												
硝子工事												
塗装工事												
雜工事												
附帯工事												
舊木館取壊	100											

(備考) 本表の工程は工事費内渡の必要上、検査執行の日の現在によりたるものにて、事實の工程とは幾分遅れて居る。

第四節 重なる工事變更

本縣工事中重なる工事變更を示せば左の通である。

- (一) 防空地下室の取設
 - 國策に準據し防空用地下室設備の必要を生じ地下室平積一、二七七平方メートル五〇九(三百八十六坪四合四勺六才)を本館前面部に設けることとした。これが關係工費四一、五四四圓一〇錢であつた。
- (二) 正面玄関敷地元テラゾー塗を黄御影石本磨普通御影石水磨貼合せ「ボーダー」は「稻田御影石水磨敷」に増變更
- (三) 建物外装タイル貼陶器を磁器に變更防空及美觀を加味す
- (四) 正面塔家外壁人造石塗洗出の一部を磁器タイル貼とす
- (五) 貴賓室附屬化粧室、便所合の間床陶器モザイクタイル貼を信樂タイル支給に變更
- (六) 高等官食堂床モルタル塗をフロアリングブロック貼に、一般食堂床モルタル塗をモザイクタイル貼に變更
- (七) 一階床テラゾー塗及人造石塗研出し眞鍮目地入れをモザイクタイル貼に變更
- (八) 玄関壁信樂タイル貼を人造石ブロック貼に變更
- (九) 各階廊下腰漆喰塗ペンキ仕上をモザイクタイル貼に變更
- (一〇) 屋上床防水モルタル塗をクリンカータイル貼に増變更
- (一一) 各室出入口用唐戸「ラワン材」を「ベニア材」に變更

- (一二) 各事務室床モルタル塗一部人造石塗「リノリウム敷」に變更
 - (一三) 各部長室同扣室、議員扣室、議場應接室、三階會議室等床「リノリウム」を「ゴムタイル」に變更以上(二)乃至(一三)の工費額四二、六五八圓四五錢
- 以上に依つて大林組本館原請負額金八十四萬圓が金九十二萬四千二百二圓五十五錢となつた。

第五節 改築要務の囑託

昭和十三年六月頃に至り、廳舎改築の工程の進むに伴れ、工事に付て、縣會方面の意見を隨時聽取するのが適切と考へられたので、縣會議長及參事會員全部を左の通り改築要務囑託として依囑した。

縣會副議長	信 正 義 雄
縣參事會員	野 一 色 宰 治
同	古 川 左 近
同	横 山 增 右 衛 門
同	井 上 昇
同	河 原 伊 三 郎
同	矢 尾 喜 三 郎

(各 通)

滋賀縣廳舎改築要務ヲ委囑ス

昭和十三年六月二十三日

同	同	同	同
谷	田	望	富
口	中	月	居
鏡	久	長	多
治	平	司	吉
郎			

滋賀縣知事 平 敬 孝

同時に委囑各氏に對し右の依頼狀を差出した。

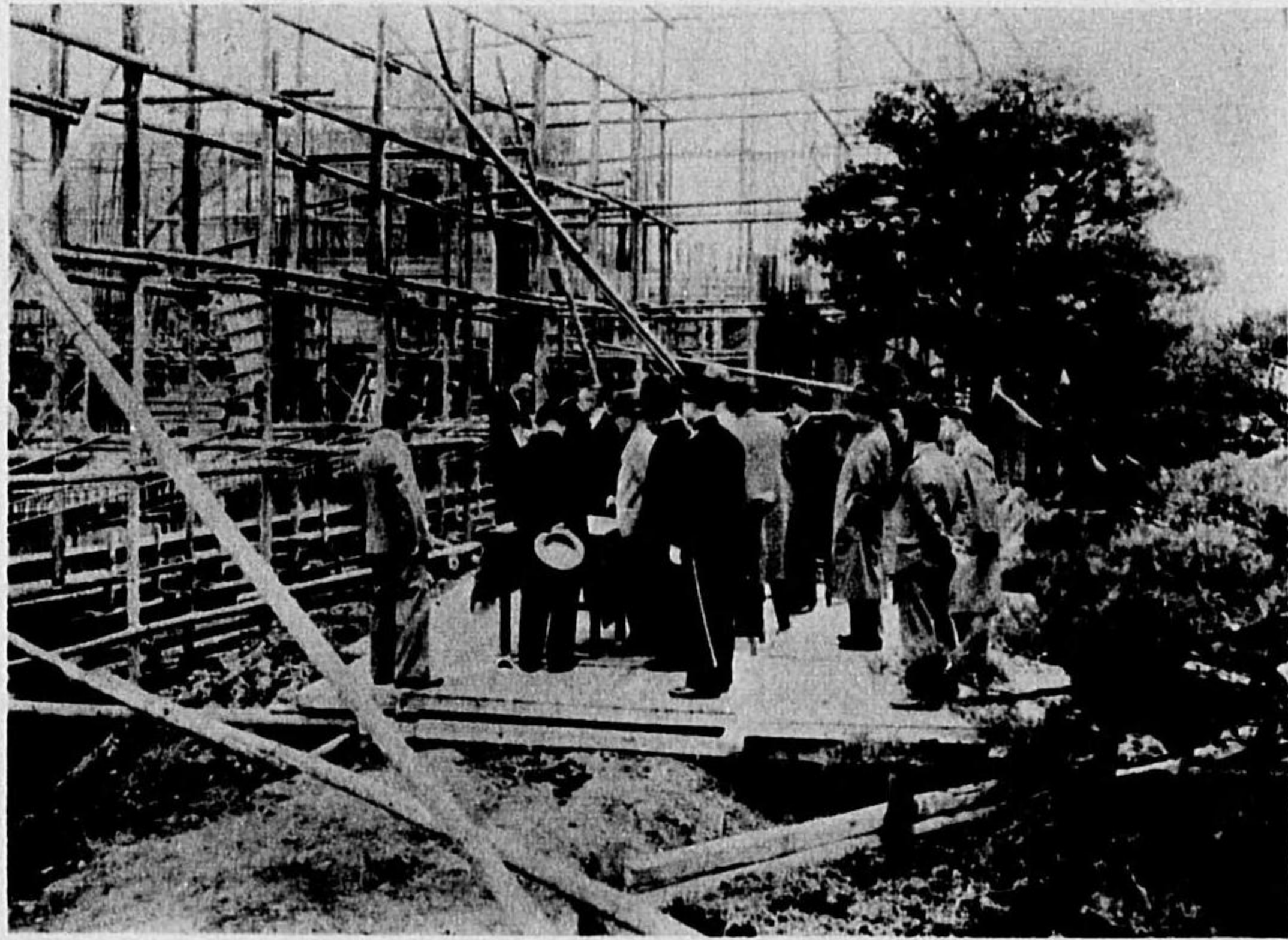
拜啓時下益々御清程之段奉大賀候陳者今般貴下を縣廳舎改築要務に御囑託致候處右は
目下執行中の該工事に關し隨時廣く御高見を伺ひ以て右工事の萬全を期し度く御囑託
申上候次第に付宜敷御承引被成下度先は右得貴意度如此御座候
敬具

昭和十三年六月二十三日

知 事

依 囑 各 氏 宛

右委囑後第一回協議會を七月二十二日に開會したのを始め爾後屢々會合し又現場について
視察協議を遂げその意見を聴取したが、かくして改築執行上に寄與せらるること多大なるも
のがあつた。尙昭和十三年十二月田中久平氏が縣會議長に當選の結果、新に參事會員となつ
た大橋新治郎氏にも同様要務を委囑した。



末次内相の視察

第十二章 聖蹟の保存

舊廳舎正廳は長くも明治二十三年四月 明治天皇琵琶湖疏水開通式の御砌御座所となし給つた聖蹟であり又明治四十三年 大正天皇皇太子として行啓を忝うした由緒あることは既述の通りである。

依つて、今回縣廳舎改築に當つてもこれが保存方法に付ては深甚の注意を拂つたが、終に昭和十二年四月文部省宗教局柴沼保存課長の來縣を得て、現形のまゝこれを五階塔屋に收むることとした。即ち舊廳舎取毀に際し一時これを解體し、五階塔屋鐵骨組立の後これを再び組立て簀込んだのであつて、かくて、聖蹟は原型のまゝ塔屋中に保存せられ、これを記念室と名付け平常は案に廳員の入場を許さず、嚴重に鎖鑰を施して永遠に保存せんことを庶幾して居る。尙その内容を掲記せば左の通りである。

記念室内部模様

記念室は東西三十二尺五寸、南北三十尺で、床面、周圍は樺材を用ゐ、幅二尺寄木張り茶褐色仕上げとなつて居り、周圍を納戸色で縁取つた燕脂茶草花模様の絨氈が敷かれてある。周圍腰廻りは幅木絛形付高さ二尺八寸「パネル」張りで、上部壁は菊桐堅梓薄青磁色緞子張り。天井高さは十五尺折上漆喰天井白色「カセイン」塗仕上げとなつて居り、周圍持送りには「アカン

ザス」模様彫刻が付せられあり、天井四隅には菊透彫り付換氣孔がある、中心飾には丸形、アカンザス」八葉彫刻付真鍮製金色六灯、シャンデリア」が附せられてゐる。
 正面壁に出入口大きさ(幅五尺、高八尺)外兩開き扉が付いて居り、入口周圍には上部木製彫刻付蛇腹付兩脇、アカンザス葉模様柱頭付柱型付き。左右兩側壁には各一ヶ所宛(巾三尺五寸、高八尺)外片開扉付の出入口がある。
 採光窓は左右側各一ヶ所宛背面に三ヶ所大きさ(巾三尺二寸、高六尺八寸)上げ下げ式硝子障子が箆め込まれてゐる。
 内部雜作木材は凡て櫟材使用とし茶褐色、ワニス仕塗上とす。
 窓日覆は、レース、洋草花浮模様織の上に青磁色及茶色地に菊桐、堅筋模様を配し、ボーダー雷紋模様付緞子製緞帳、鈎日覆櫟材彫刻とす。
 尙行幸當時御使用の御調度として左記の品々が保存されて居る。

明治天皇玉座

明治二十三年四月九日行幸の御御使用の御品として、御テーブルは高さ二尺四寸(幅二尺、長さ四尺七寸)脇テーブルは高さ二尺四寸(幅一尺二寸、長さ二尺)御右側に御太刀及御帽子掛(二尺二寸角、高二尺四寸)(總て櫟造り茶色ラック研出仕上げ)があり、又御椅子は櫻造り茶地洋草花綾緞子張り大小二脚奉置されてある。

大正天皇玉座

彦根を中心とする陸軍特別大演習御統監の爲め大正六年十一月十三日より同月十八日迄大本營縣立彦根中學校に於て御使用の御調度品も 明治天皇玉座の御左側位置に奉置されてある。
 御テーブルは高さ二尺四寸(幅一尺八寸、三尺八寸)櫟材造りラック塗仕上げ。御椅子は二脚、何れも櫟材造り彫刻付ラック塗仕上げ紫地龍雲模様緞子張り。御太刀及御帽子掛大きさ(五寸、一尺)高さ二尺四寸櫟材造り前同様ラック塗仕上げである。

尙共の他の調度として保存してあるものに

戸棚(高さ八尺二段造り(幅五尺二寸、奥行二尺)總櫟造り茶褐色ワニス塗仕上げ、柱榫廻り等は彫刻付き硝子障子入れ)二個、丸型テーブル(二尺五寸チーク材ラック塗仕上げ)二脚、角テーブル(櫟材巾二尺五寸、長三尺五寸)高さ二尺四寸茶色ラック塗仕上げ)二脚、椅子二十五脚櫟材造り菊桐模様入り蒔繪塗り櫻模様堅櫟緞子張り)がある。

昭和十五年四月九日から十二日迄縣廳内に於て 明治天皇聖蹟展覽會を催したが當日は特に縣下各地の聖蹟より資料を蒐集展観すると共に、宮内省御貸下品等と共に記念室や御使用の御調度類をも一般に拜觀せしめた。

尙玄關脇には平知事謹書の「明治天皇聖蹟なる石標、高さ台石を除き五尺」が建てられてゐる。

第十三章 竣 功

第一節 序 説

本章は竣功と題したが、便宜上、上棟定礎式の状況から始めて竣功に至る迄の経過を説明することとした。

第二節 縣廳舎上棟式及び縣會議事堂清祓式

廳舎改築は豫定の如く進行し、昭和十三年秋にはいよいよ上棟式を舉行することとなつた。而して其の日をトして十一月八日とし、關係方面に對し左の招待狀が發せられた。

謹啓 時下清秋之候益々御多祥ニ被爲渡奉大賀候

陳者豫テ改築中ノ滋賀縣廳舎工事ノ儀以御蔭順當ニ進捗候ニ付テハ來ル十一月八日午前十時三十分ヨリ改築現場ニ於テ廳舎上棟式竝ニ縣會議事堂清祓執行可仕候間何卒御貴臨ノ榮ヲ賜ハリ度
右御案内迄得貴意候

敬 具

迫テ御來場ノ際ハ本狀受付ニ御示シ被下度尙聊カ準備ノ都合モ有之乍御手數御出席ノ有無別業ヲ以テ御回報相煩度願上候

年 月 日

滋賀縣知事

平

敬

孝

殿

今其の状況を略記すると、縣では右擧式の日が定るや、縣内貴衆兩院議員、各縣會議員、議決當時元議員を含む、大津市長、助役、收入役、市會議員、在津官衙廳長、關係前部長、彦根市長、各町村長、縣政記者、在津新聞社長、支局長、寄附者、工事請負關係者、工事顧問外關係者、主要團體代表者、廳内部課長等四百二十七氏に前項の様な招待狀が發せられた。同時に係員として内藤總務部長、前川改築事務所長の指揮下に、設備係主任に佐々木技師、接待係主任に藤居屬祭場係及直會係主任に辰己屬庶務係主任に草野屬が各任命せられ、係員として各課の屬技手、書記等數十名がこれに配屬された。各係員は數回打合を行ひ、準備おさ／＼怠りなかつた。

愈々當日となつた。前夜來の雨霽れて天も亦正に、この日を祝福するかのやう。上棟式祭場は屋上南側に設けられ、京都錢屋の手によつて大天幕が設けられた。

午前十時三十分、式は左記の順序で始められた。

滋賀縣廳舎上棟式次第
滋賀縣會議事堂清祓式次第

- 一同列席 午前十時三十分
- 次 修 祓
- 次 降 神 菅搔一同磬折
- 次 献 饌 此間奏樂
- 次 祝 詞 一同磬折
- 次 上 棟 ノ 儀
- 次 玉 串 奉 奠
- 次 撤 饌 此間奏樂
- 次 昇 神 菅搔一同磬折
- 次 記念板鎮定ノ儀
- 次 議事堂清祓ノ儀
- 次 一同退出
- 直 會 式

以上

先づ主催者側は平知事以下各部課長、來賓として並山大津地方裁判所長、國分同檢事正、吉田貴族院議員、青木、田中兩衆議院議員、信正縣會副議長、外各縣會議員、伊部臨時陸軍病院長、堀田大津、木島彦根兩市長、吉丸町村長會長、辛島東洋レヨン代表取締役、廣野滋賀銀行頭取、猪田前農工頭取、佐藤勸銀支店長、田中京電社長等工事關係者たる佐藤、國枝兩顧問共の他肅として居並ぶ中を、祭典は齋主縣神職會副會長たる大和田多賀神社宮司によつて嚴かに始められた。齋主祝詞の後上棟の儀が行はれたが、これは齋主から大林組代表者に棟札を渡すと大林組代表者(石田營業部長)はこれを受けて祭壇脇の案上に安置する、と傍に在つた同組の齋職五人が揃の法被姿で木遣音頭の節も面白く歌ふのである。これは日本式家屋であれば實際に棟木を上げるのであるが、洋館のことゝて單に案上に奉置するに止めたものである、尤もこの棟札は塔屋完成の際、尖塔内に掲揚し、今後永遠に傳へることゝなつてゐる。かくて、玉串奉奠に移り左の順序で神前に參進夫々玉串を奉じた。

上棟式玉串奉奠者

- 大和田 齋主
- 平 知 事
- 信正縣會副議長
- 内藤總務部長
- 原 經 濟 部 長
- 第十三章 功

- 渡邊學務部長
- 齊藤警察部長
- 改築要務囑託代表 (田中久平)
- 前川改築事務所長
- 官衙長代表 (國分檢事正)
- 兩院議員代表 (吉田貴族院議員)
- 市長代表 (堀田大津市長)
- 町村長代表 (吉丸町村長會長)
- 來賓代表 (佐野前縣會議長)
- 寄附者代表 (東洋レィヨン辛島代表取締役)
- 縣政新聞記者代表 (西辻日出新聞記者)
- 佐藤國枝兩顧問技師
- 佐々木縣主任技師
- 大林組代表者 (石田營業部長)
- 工匠長 (棟梁)

斯くて撤儀昇神の後、關係者は玄關向つて右側の定礎地點に集合記念板(定礎)鎮定の儀に移つた。

其の行事次第は次の如くである。

記念板鎮定行事次第

- 一 屋上ノ式場ヨリ退出セル關係者一同記念板鎮定ノ行事ヲ行フ場所ニ別圖(略)ノ通整列ス
- 一 祭員ノ所役ヲ夫々記念板、齋鏡、齋鐘ヲ順次豫メ据置カレタル案上ニ安置ス
- 一 係員幔ヲ左右ニ引ク(定礎ヲ刻セル石現ハル)
- 一 修祓 (祝詞ナシ)
- 一 齋主 記念板ヲ知事ニ、祭員ノ所役齋鏡ヲ改築事務所長ニ附ス
- 一 齋主、知事、改築事務所長ノ順序ニ記念板鎮定ノ位置ニ進ム
- 一 知事記念板ヲ鎮定ス
- 一 事務所長齋鏡ヲ以テ「モルタル」ヲ數均ス
- 一 縣主任技師係員ヲ指揮シテ礎石ヲ安置ス
- 一 祭員ノ所役齋鐘ヲ知事ニ附ス
- 一 知事齋鐘ヲ執リテ礎石ヲ打テ鎮ム
- 一 祭員ノ所役知事ヨリ齋鐘ヲ、改築事務所長ヨリ齋鏡ヲ順次受取りテ元ノ案上ニ安置ス
- 一 齋主、知事、改築事務所長順次一拵ノ後元ノ席ニ復ス
- 一 參列者一同記念板鎮定ノ位置ニ向テ一拵ス
- 一 典儀及禮所役ヲ先行トシ齋主、祭員一同、知事、縣會議長、四部長、事務所長、縣會議員一同、官衙長代表、兩院議員代表、市長代表、町村長代表、來賓代表、寄附者代表、縣政記者代表、各課長、顧問技師、縣主任技師、大林組代表者、係員順ニ退場、縣會議事堂ニ至ル

記念板鎮定行事は右次第の如く滞なく終了、次で縣會議事堂の清祓に移つた。蓋し本議事堂

は全館竣功に先ち昭和十三年通常縣會を茲に開會せんとする爲である。されば工事擔當者は晝夜兼行、議事堂の竣成を急ぎ、當日既に完成を見たのである。即ち同議事堂の清祓は左の順序に依つて行はれた。

- 一 祝主祝詞ヲ讀ム
- 一 大廳 塩湯所役正面及四隅ヲ祓フ
- 一 祭員議場清祓終ルヤ三名ノ係員ノ先導ニテ三組ニ分レ議場ヲ退出、附屬ノ各室ニ至リ清祓ヲ行フ
- 一 議事堂附屬各室清祓ノ爲、祭員議事堂ヲ退出スルヤ知事以下入場ノ際ト同様ノ順序ニテ直會場ニ至ル

直會場は南側陸屋根大天幕内に設けられ、議事堂清祓終了後、直ちに開始された。皇軍將士の武運長久、戦歿將士への慰靈の黙禱の後、平知事は起つて別項の如き挨拶を述べ、信正副議長はこれに對し謝辭を述べ、直ちに開宴、一同和氣藹々裡に午後一時閉宴した。終つて、希望者は三々伍々議場内部を觀覽したが、當日は絶好の菊日和で、屋上から始めて望む湖上の風景も一層映え來會者一同十二分の歡を盡してめでたくこの意義ある祭典を終つたのであつた。

平知事の上様式に於ける挨拶要旨

菊花薫り秋氣愈々清澄を覺ゆる今日の吉き日、殊に武漢三鎮も既に陥落し國威益々宣揚を見るに至りました今日、茲に縣廳舍上様式竝に縣會議事堂清祓の儀を執行致しました所、御多忙中にも不拘、各位の御參列を得、滞りなく祭儀を終了致しましたことは洵に光榮且つ感佩に堪へぬ所でありまして、厚く御禮を申上ぐる次第でございます

思ひ起せば縣廳舍改築の議が縣會に於て可決せられましたのは昭和十一年十二月十七日でありましたが、爾來關係各方面の絶大なる御盡力と御後援とに依りまして、工事執行上幾多の難問題も凡て解決致し、殊に物資統制上の嚴重なる制限も本工事の必要性を認められまして、孰れも關係當局の諒解を得、かくして着々工事の進行を見、御覽の通り本館は既に四階の混泥土工事を全部終了し、殊に縣會議事堂の方は内部の裝飾をも終りまして、本日清祓を執行致し、愈々來る本年通常縣會は此の新議事堂に於て開會すること、相成つた様な次第でございます。

此の工事の進捗振は洵に驚異的超スピードでございます、本館の全部も遅くも來年陽春の頃には完成の上使用し得ること、確信致して居る次第でございます、これ全く直接の工事擔當者は勿論、各方面の絶大なる御支持に依るものと深く御禮を申上ぐる次第でございます。

今や時局は益々進展し、曩には南支の要衝廣東を攻略し更に又さしも難攻不落を誇りし武漢三鎮も終に我が手に落ち、名實共に支那中原を戡定致したのでありまして、新しき東亞の建設者として我が國の責務は愈々重且つ大を加へ來つた次第であります。

正に朝野を擧げて緊禪一番、廣く眼を世界の上に放ち、東亞千年の長計を確立して以て所謂八紘一宇の我が肇國の大精神を顯現すべき秋なりと存じます、われ、地方行政の衝に當る者も亦國家施政の一部を擔當する者として、眞に其の責務の輕からざるを覺ゆる次第で

あります。

この時に膺りこの立派なる縣政の殿堂は半ば完成に近づきましたけれども、將來此所に在つて縣政奉行の任に膺るべき諸機關が相融合して愈々執務能率を上げ、以て益々縣民の副利増進に努め縣治上に大なる足跡を印するに非ざれば、管に、改築の議に參畫せられたる各位のみならず、縣民各位に對しても眞に申譯なき次第であり又改築の本義をも没却するものと存じます、此の意味に於て向後廳員一同相戒しめ一層一致團結して夙夜勵精縣治の爲に黽勉致したいと考へて居る次第でございます。

洵に當廳舎は近く琵琶の太湖を俯瞰し又遙かに大津の宮趾竝に目下御造營中の近江神宮の敷地も拜し得るのであります、全國廣しと雖も斯の如き聖地と風光とに恵まれたる廳舎は先づ尠いと存じます、この點から申しましても茲に奉職する廳員の幸福は實に大なるものがあります。

本日鎮定の儀を了しました記念板の銘に

「この廳舎は長くも 天智天皇の奠都し給ひし大津の都の中に在り、又廳舎そのものは

明治天皇の親しく躡を駐めさせられた所である、この神聖なる地に在る新廳舎に在つて

廳員一同が和協一致して愈々綱紀を振張致さねばならぬ」

といふやうな意味のことを述べて居るのでありますが、これこそ新廳舎完成に對し吾々の抱持して居る覺悟であり、念願として居る所であり、どうかこの上とも廳舎完成の爲に

一般の御後援の程をお願いして熄まぬ次第でございます

上棟祭並縣會議事堂落成記念板齋納奉告祭

鷗飛布鴉乃海面漣乃大津乃町々乎見波留賀須此乃政所乃加美座乎嚴乃齋場止被比清米神籬刺立且招奉里齋奉留神皇祖二柱乃大神產土乃大神等乎始米奉里且手置帆負命彥狹知命屋船匂々能遲命屋船豐受姬命乃珍乃大前爾齋主官幣大社多賀神社宮司大和田貞策謹美敬比畏美畏美母白佐久去志年乃十月十四日止云布日爾地鎮祭仕奉里且工匠乃業始米志與里官人等乎始米工匠手人等爾至留迄日止无久夜止无久引久注連繩乃一筋爾勤美勵美志隨爾豫且計禮留工事乃過津事无久障留事无久底津磐垣堅久嚴志久築俊凝良志萬代爾搖賀奴礎止築俊据惠黑金乃真金乃柱林如須並建且塗里籠乎留眞砂乃壁乃嚴如須堅良加仁營美作里今波母大方爲志整閉留乃美那良受縣乃政事乎良議里論良布室屋乃工事波母音羽乃瀧乃瀧津瀬乃早久母事竟閉多禮姿八十日日波有禮杆母今日半生日乃足日止齋比定米且上棟乃祝事仕奉留止共爾此乃工事也行久川浪乃並那良受甚志俊重志俊業那留隨爾其賀事乃由乎後乃世爾母殘佐万久記念乃版乎齋比鎮米奉良乎登須故此乃縣乃事知留平里敬孝乎始米此事爾預禮留限村鳥乃伊群參來且大前乎拜美奉良久乎何怡爾廣良仁聞食且今日與里後母此乃工事爾喪无久事无久速介久造里竣閉志米給比且雨降里風吹俊地震搖留共柱桁棟梁乃動俊傾久事无久千歳八千歳搖賀奴廳舎止守里幸閉給閉止禮代乃御幣帛捧奉里且慎美敬比乞祈奉良久止白須

縣會議事堂竣成清誠祝詞

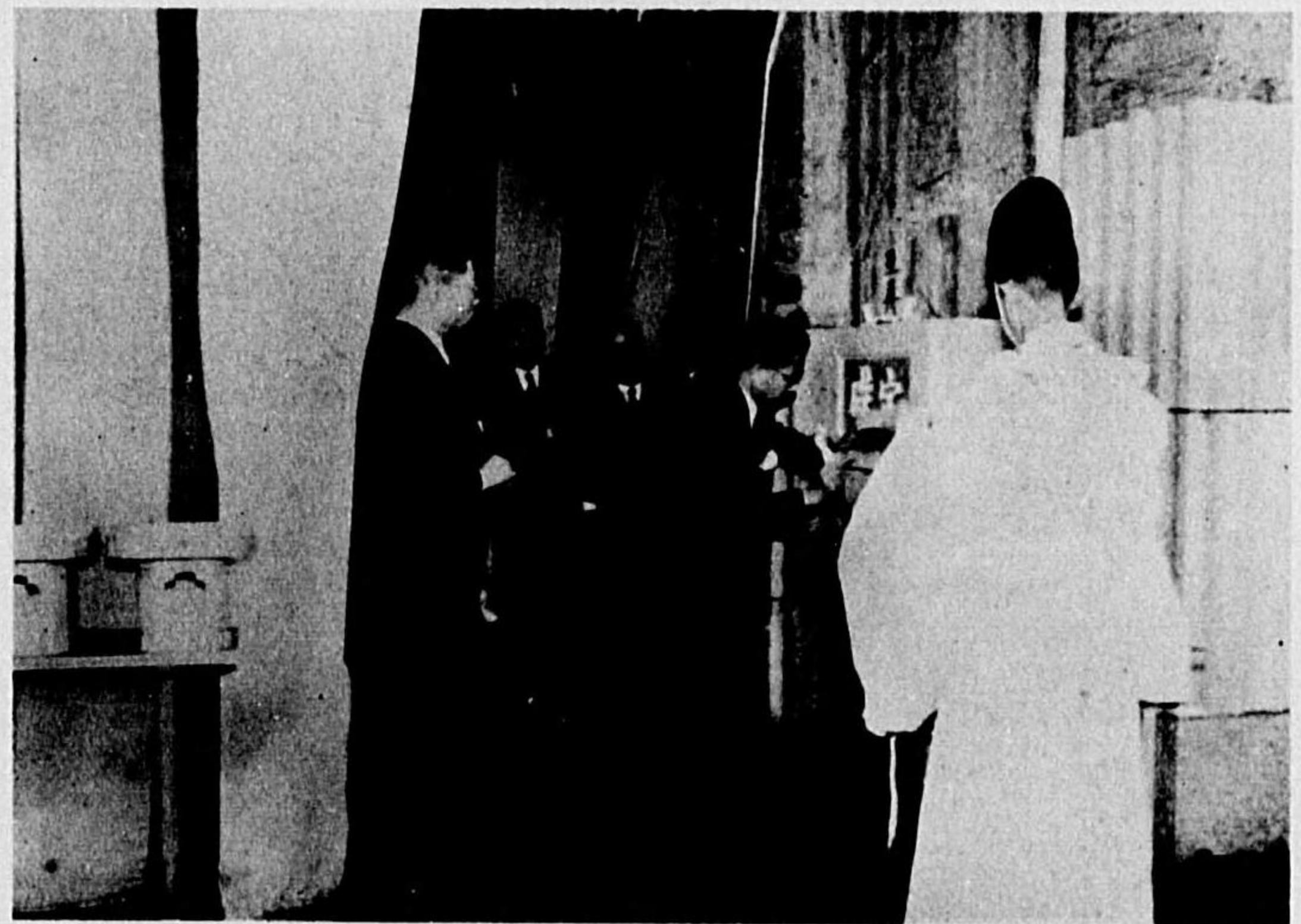
是乃所爾齋比奉留掛卷母畏後產士乃大神乎始米且八意思兼神一言主神 明治天皇乃大神等乃大前爾齋主官幣大社多賀神社宮司大和田貞策謹美敬比恐美恐美毛白佐久掛卷母畏加禮杆明治乃天皇波志母千早振神代乃昔皇御祖乃高天原爾事始米給比志惟神那留大御故實爾傲奉里且世乎所知志民乎治平留御掟止國內乃縣々爾事議里定平留會乎設介佐世給比廣久諸人乃思乎陳邊盡佐志米給布大御心古會綾爾畏久綾爾尊後極美那利介禮故此乃縣乃大御政事乎議里定平留室屋波志母今志縣廳止共爾改米造里初米志加去年乃七月由久利无久母差起禮留事變爾縣乃政事母一際事繁久成里增佐禮留隨爾陽炎乃一日母早久造里竣閉那平母乃止官人乎始米工匠手人等爾至留迄夜中曉時撓万受緩万受互爾勤美勵美志驗母著久斯久高久嚴志久廣良仁美良仁造里竣閉志乎以且今日乃生日乃足日爾清祓乃式仕奉良久乎相諾比聞食給比且今與里行先此乃所爾事執里行布狀波官人母事議里人母夢私乃怨以且憤里留事无久清後亦後直後正後真心以且善事母一言惡志後事母一言爾云放知我大君乃大御心爾副奉留可久此乃縣乃爲世乃爲何恰爾委曲爾論良比安久平穩爾事議里定米志米給閉止畏美畏美母白須



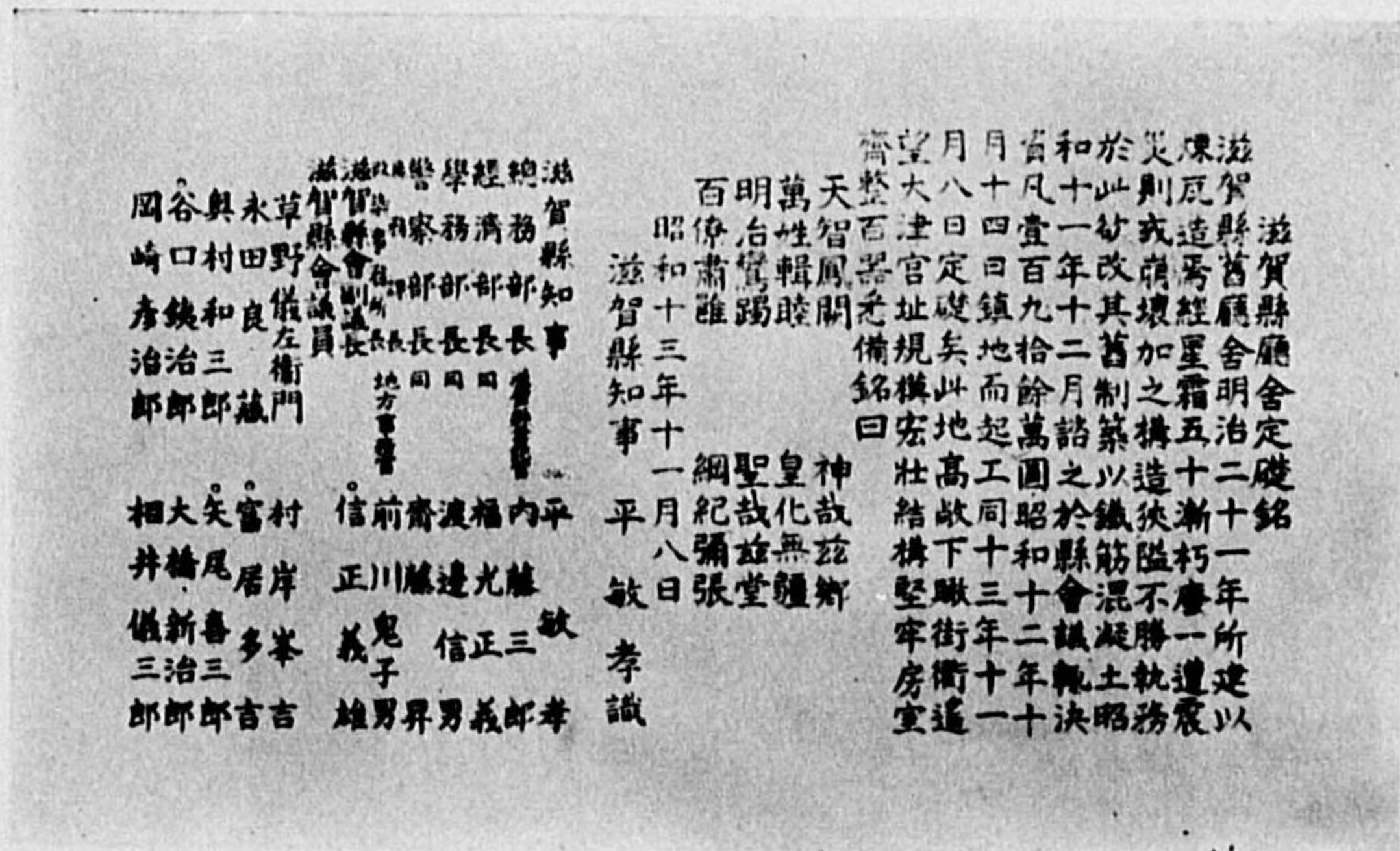
棟 上
ふ 明 を 遣 木 職 焉



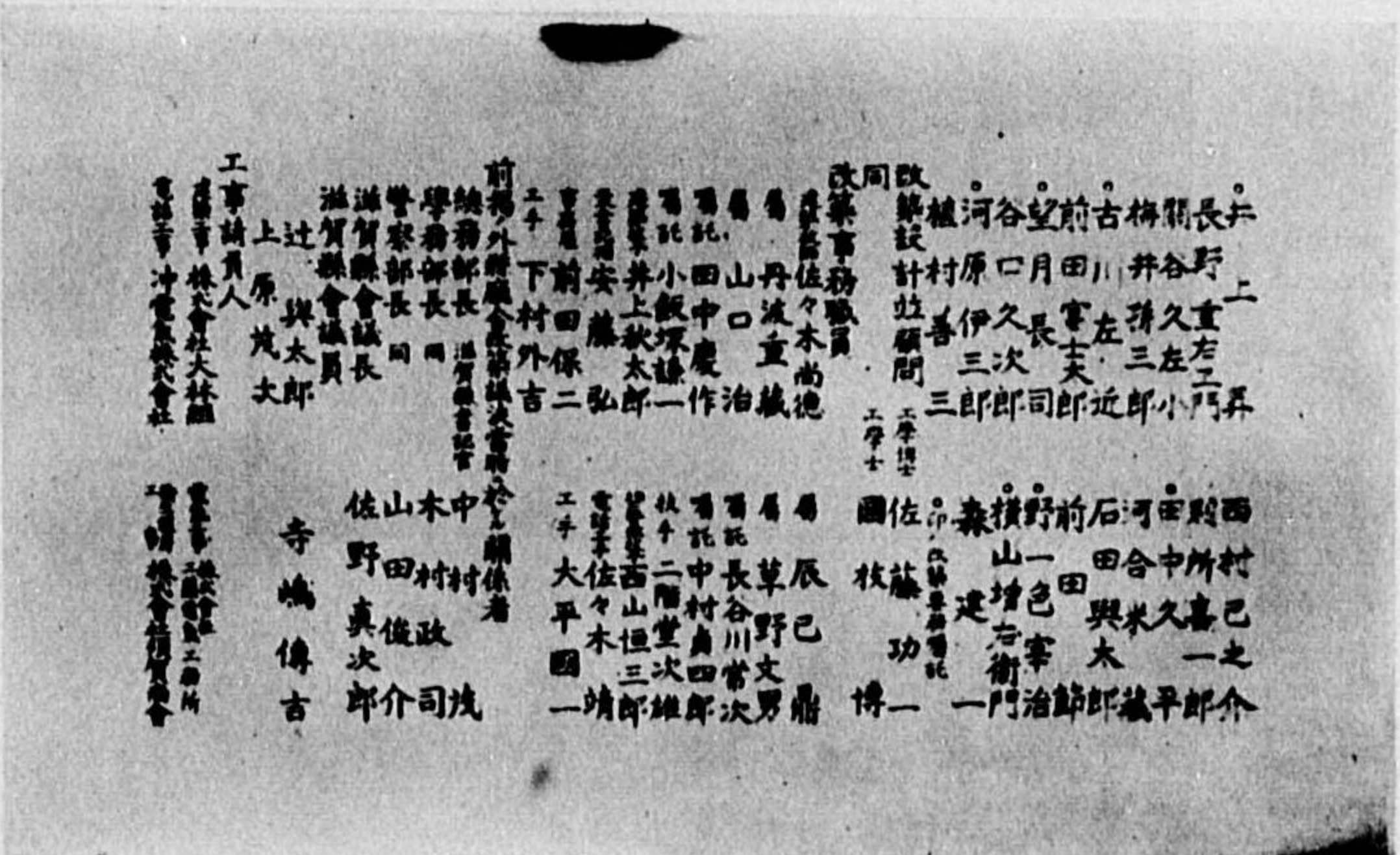
棟 札



平知事記事念板を鎮定す



(表) 板 念 記



(裏) 板 念 記

第三節 定 礎 銘

上棟式の一行事たる記念板鎮定の儀に付ては前節に於て記述したが、同行事に於て鎮定を終つた記念板は縦二十糎横三十糎の銀板を以て製し之に左の定礎銘並びに關係者の名を列記したものである。

定礎銘の作成に付ては特に慎重を期し、草案作成を正田滋賀縣師範學校長に依頼し、これを基礎として平知事が成案とせられたものである。

今、其の草案作成に際し採られた心構を聴くと左の通りである。

(一) 銘の本質は箴諷に在りと思ふ(後世の人物に對する稱贊の銘は別物である)従つて銘は新廳舎に執務する人の誠とすることを記すに止めた。而して、其の要は和と肅に在り、これに依つて、皇化を縣民に布くに在りと史料する。

又、地は、天智天皇の舊都であつて、縣廳には曾て、明治大帝駕を駐め給ふ聖蹟殿として存する、無窮の皇恩に感激して治に務めることを希ふ意である。

(二) 建築の雄壯完備なることは序にこれを入れた。
 (三) 鐵筋混凝土といふ外來語もこの場合必ずしも不適當ではあるまいと思ひこれを入れた。

尚記念板と共に當日の新聞紙、通貨なども同時にこれを鎮定した。

滋賀縣廳舍定礎銘

滋賀縣舊廳舍明治二十一年所建以煉瓦造焉經星霜五十漸朽廢一遭震災則或崩壞加之構造狹隘不勝執務於此欲改其舊制築以鐵筋混凝土昭和十一年十二月諮之於縣會議乃決資凡壹百九拾餘萬圓昭和十二年十月十四日鎮地而起工同十三年十一月八日定礎矣此地高敞下瞰街衢遙望大津宮趾規模宏壯結構堅牢房室齊整百器悉備銘曰

天智鳳闕 神哉茲鄉 萬姓輯睦 皇化無疆
明治鸞躅 聖哉茲堂 百僚肅雝 綱紀彌張

昭和十三年十一月八日

滋賀縣知事 平 敏 孝 誠

滋賀縣知事 平 敏 孝

總務部長 滋賀縣書記官 內 藤 三 郎

經濟部長 滋賀縣書記官 福 光 正 義

學務部長 滋賀縣書記官 渡 邊 信 男

警察部長 滋賀縣書記官 齊 藤 昇

滋賀縣會議員

草野儀左衛門	村岸峯吉
永田良藏	○富居多吉
○奧村和三郎	○矢尾喜三郎
○谷口鏡治郎	大橋新治郎
岡崎彦治郎	相井儀三郎
○井上昇	西村巳之介
長野重右五門	別所喜一郎
○關谷久左小	○田中久平
梅井孫三郎	河合米藏
○古川左近	石田與太郎
○前田富士太郎	前田節
○望月長司	○野一色宰治
谷口久次郎	○横山增右衛門

庶務課長 地方事務官 前川鬼子男

改築事務所長 滋賀縣會副議長 ○信正義雄

○河原伊三郎 森建一
植村善三 ○印ハ改築要務囑託

改築設計並顧問 工學博士 佐藤功 一
同 工學士 國枝 博

改築事務職員

建築技師 佐々木尙徳 屬 辰巳 鼎
屬 丹羽 重藏 屬 草野 文男
屬 山口 治 囑 託 長谷川 常次
囑 託 田中 慶作 囑 託 中村 貞四郎
囑 託 小飯塚 謙一 技 手 二階堂 次雄
建築技手 井上 秋太郎 地方警察技手 西山 恒三郎
土木書記補 安藤 弘 電話工手 佐々木 靖
事務 前田 保二 工 手 大平 國一
工 手 下村 外吉

前掲ノ外縣廳舎改築議決當時ニ於ケル關係者

總務部長 滋賀縣書記官 中村 茂

學務部長 滋賀縣書記官 木村 政司
警察部長 滋賀縣書記官 山田 俊介

滋賀縣會議員

滋賀縣會議長 佐野 眞次郎
辻 與太郎 寺嶋 傳吉
上原 茂次

工事請負人

建築工事 株式會社 大林 組
電氣工事 株式會社 工藤電氣工務所
電話工事 沖電氣株式會社
衛生煖房工事 株式會社 須賀商會

第四節 縣會議事堂の使用

議事堂清祓式は既述の如く昭和十三年十一月八日上棟式と同時にこれを舉行したので、同年の通常縣會は新議事堂で開會することゝなつた。即ち十月三十一日附で十一月十二日縣會招集の旨が告示され、十二日開會式が行はれた。當時の狀況を參考迄に記述すると、十一月八

日の清祓に間に合せる爲め、工事關係者一同大童で、晝夜兼行、工を急ぎ、六日には足場外し、七日には内部裝飾の完備等を行ひ、漸く清祓に間に合せたが、更に九日以後もいろ／＼手直をやり、ボイラーの工事、同試験などに懸命であつたが、開會前日には終に全部の工を終へて、支障なく開會を見た。この間の工事擔當者の苦心は洵に察するに餘りがあつた。

開會式は十二日午後三時十二分から始つた。平知事は各參與と共に出席、開會の辭を述べ、議長欠員に付、正副議長答辭を述べ、次で同議長議長席に着き、先づ補欠當選の村岸、關谷兩議員を紹介の後、會議録署名議員幹事を指名した後、愈々議長選舉に移つた。開票の結果、出席議員二十九名、梅井氏のみ欠席投票總數二十九票、内有效二十八票、無効一票で、田中久平氏二十八票を得て同氏議長に當選した。

かくて、副議長は席を田中氏に譲り、同氏の就任挨拶があり、次で再び議事に入つた。參與任命(内藤、福光、渡邊、齋藤各書記官、前川、江森、鷺見、柴田、梅田、練尼、川瀬各事務官、大竹警視、重田、田沼、名久井、大島、加藤各地方技師、本原地方統計主事及辰巳屬)の報告後、田中議長は皇軍の尊き英靈に對して默禱を提議し、滿場起立、敬虔なる默禱を捧げた。

かくて議長は北支、中支、南支、陸、海軍各派遣軍及支那方面艦隊司令官等に慰問電報發送の提議をなし、これ亦滿場の起立裡にこれを決定、これにて議事を閉ぢ散會した。時に午後三時四十五分であつた。

十一月十四日は午後一時五十四分開議、劈頭知事の提案説明があつたが、其の最初の一勅は、

「茲に新裝成れる議事堂に各位と相見えて提出諸議案の御説明を申し上げますと共に所信の一端を披瀝することを得るは私の最も欣幸とするところであります」とあつたが、改築案提出の同知事としては正に然りであつたであらう。

斯くて同日は知事の説明を聴いただけで議事を閉ぢ、更に同二十一日から續開されたが、十二月十日、會議を開くこと十九日にして、會期一日を餘し、原案通り全部可決確定を見たのは、新議事堂に相應しき翼賛振りであつた。

第五節 廳舎清祓

昭和十四年四月、廳舎は豫定の通り竣功に近づいた。依つて、一日も速に新廳舎に復歸し、執務の能率を上げると共に縣民の不便を防がうとの考へから、平知事は四月二十六日以後三日間を以て廳舎移轉を了することに決定された。

それに先ち四月二十二日を以て廳舎の清祓を執行することゝなつた。其の状況を略記すると、左の通りである。

清祓式要項

日 時 四月二十二日午前十一時
場 所 新廳舎三階會議室
齋 主 滋賀縣神職會役員(小谷幹事)

祭主 知事
参列者 廳内部課長、縣會議員、縣政記者
祭式次第

一同參集

修祓

降神

献饌

祝詞

四方祓

玉串奉奠

撤饌

昇神

一同退下

各室清饌

直會

菅搔警蹕

此間奏樂

此間奏樂

齊主、祭主、田中縣會議長、新聞記者代表、西辻春彦氏、前川改築事務所長

此間奏樂

菅搔警蹕

菅搔警蹕

菅搔警蹕

菅搔警蹕

菅搔警蹕

(小谷、笹原、大澤、滋賀、山元、藤田各幹事)

(第三食堂)

當日は晴天であれば屋上に祭場を舗設する豫定であつたが、春雨煙る日であつたので、第三會議室を之に充てた。恰度内藤、原兩部長は前日他に轉任し、同日は前部長の資格で列席された。

祭儀滞なく済み、簡単な直會があつて、正午過ぎ終了したが、これで何時でも新廳舎へ移轉すべき準備は出來たのであつた。

第六節 廳舎復歸

愈々假廳舎から新廳舎へ復歸の時期が來た。四月四日(昭和十四年)早くも左の通牒が各部課長に發せられた。

庶號外

昭和十四年四月四日

總務部長

各部課長 殿

知事官房主事 殿

廳舎移轉ニ關スル件依命通牒

縣廳舎改築ニ件ヒ來ル四月二十八日現假廳舎ヲ廢シ本廳舎ニ復歸可相成候條左記ニ依リ夫々御計畫ノ上事務ニ支障ヲ生セサル様御配意相成度

記

一 移轉運搬日時ハ左記ノ通トス但シ豫メ移轉計畫ノ萬全ヲ期シ可及的短日時ヲ以テ完了ニ努ムルコト

- 第一日 四月二十六日 自午前八時 經濟部關係
- 第二日 二十七日 同 總務部知事官房關係
- 第三日 二十八日 同 學務部警察部關係

(備考) 四月二十二日本廳舍清祓式舉行

四月二十八日御眞影ヲ捧シ正式移轉

新廳舍ニ於テ執務開始

- 二、物品竝文書類ハ二月二十三日庶務外通牒ニ依リ夫々整理済ノコトト存スルモ可及の手數ヲ省ク爲更ニ本月十日迄ニ再整理ヲ加ヘラレタキコト
- 三、移轉運搬ハ各課ノ責任ニ於テ夫々完了スル外左記ニ依ルコト
 - 長官室ノ移轉ハ秘書課ニ於テ分擔
 - 議事堂、參事會室、總務部長室ノ移轉ハ庶務課分擔
 - 學務部長室ノ移轉ハ學務課分擔
 - 經濟部長室ノ移轉ハ企畫課分擔
 - 經濟部長室ノ移轉ハ情報課分擔
 - 食堂、宿直室、守衛室、電話室、小使室ノ移轉ハ會計課分擔
- (右ノ外附屬室ハ夫々關係課ノ責任トス)
- 四、移轉前豫メ廳舍ヲ檢分シ課内ノ配置計畫等ニ付考究シ置クコト

- 五、搬入ノ混雜ヲ避クル爲移轉各日毎ニ豫メ各課相互ノ搬入口ヲ協定シ置クコト
- 六、運搬用車ハ石油消費節約ノ折柄ナルヲ以テ自動車ノ配給不充分ナルヲ免レサルニ付一部ハ手車等ヲ使用スル見込トス尙配車並人夫ニ付テハ更ニ通告ノ筈
- 七、移轉運搬ハ事務ニ支障ナキヲ期スル爲執務上必要度ノ少キモノヨリ順次多キモノニ改フコトトシ可成速ニ完了スルコト
- 尙運搬ニ際シテハ物品ヲ克ク清掃シ且ツ損傷セサル様注意スルト共ニ新廳舍ノ壁、窓硝子其ノ他ヲ損傷セサルコトニ特ニ留意スルコト
- 八、各課ハ移轉事務主任及副主任各一名ヲ決定シ直ニ其ノ職氏名ヲ庶務課長宛通知スルコト
- 九、移轉ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨庶務課長ニ通知スルコト
- 一〇、運搬開始ヨリ移轉完了迄宿直員、巡視、小使ハ新舊兩廳舍ニ配置スルコト
- 二、移轉計畫ニ關シ打合ノ爲來ル十日午前十時ヨリ縣會議事堂假廳舍ニ於テ移轉事務主任會ヲ開催ニ付主任、副主任ヲ參會セシメラレ度

右の通牒に依り各課の移轉主任が左の通決定した。(二名中初が主任、後が副主任)

△秘書課△人事課末村屬、三宅屬△文書課伊藤屬、伊藤書記△庶務課津村屬、藤井屬、安藤書記補△地方課藤居屬、野村屬△會計課中澤屬、濱本屬△統計課奥村屬、白波瀨屬△學務課進藤屬、川端屬△社會教育課芝田屬、鈴木主事補△社寺兵事課確本屬、谷口屬△社會課平井屬、桃野屬△職業課日片屬、平居主事補△企畫課西村屬、芝田主事補△農務課辻屬、寺田屬△産業組合課酒井主事補、疋田主事補△商工水産課近藤

屬、田中屬△林務課山名屬、喜多主事補△蠶糸課青木屬、高橋技手△耕地課平井屬、日比野技師△土木課北川屬、中村書記補△都市計畫係北川屬、柴田書記△警務課藤本警部、久米警部補△特高課菅原警部、堤巡查△情報課岡警部、高橋巡查部長△保安課濁山警部、橋本技手△刑事課美濃部警部補、横田警部補△衛生課井上△警部、井上政△警部△警防課横山警部、隅田巡查部長△健康保險課葛原屬、迫田屬△工場課藤田屬、小野屬

四月十日午前十時から移轉事務主任打合會を開き種々協議を遂げ各課夫々準備の萬全を期した。

二十二日午後から移轉始をなし、二十三、四、五の三日も一部移轉を行つたが、二十六日早朝からは大體各課各一輛の貨物自動車の配給を受け、敏速に移轉を開始した。

既に準備を整へつゝあつたのと、何れも計画的に進行せしめたので、第一、二兩日で殆んど全部の移轉を了し、第三日たる二十八日には正式移轉の行事を残す程度であつた。

即ち二十八日には午前八時から國旗掲揚式ヲデオ體操を行つた後、平知事は江森官房主事、中井秘書課長等を隨へ、御眞影を奉じて新廳舎に正式移轉を行つた。移轉後知事は廳員を第一會議室に集めて、須らく清新の氣分で、明朗敏活に執務し、戮力協心、吏道の刷新能率の向上に努め、以て時艱を克服し、皇國の興隆に貢献せられたいと訓示した。

同時に内務大臣宛に左の報告を爲し各省始め各道府縣、師團共の他各方面へ移轉復歸を通知し又官報、縣公報にも後記の通り公告した。

昭和十四年四月二十八日

滋賀縣知事 平 敏 孝

内務大臣侯爵 木 戸 幸 一 殿

縣廳舎移轉報告

本縣々廳舎ハ昭和十二年度以來現地ニ改築中ノ處今回概ネ其ヲ竣リタルヲ以テ四月二十八日現廳舎ヲ廢シ同日大津市東浦所在ノ改築新廳舎ニ復歸致候條此段及報告候

滋賀縣告示第二百三十七號

本縣廳舎ハ四月二十八日從來ノ假廳舎ヲ廢シ大津市東浦廳舎ニ復歸セリ

昭和十四年四月二十八日

滋賀縣知事 平 敏 孝

官 報 公 告

本縣廳舎ハ四月二十八日從來ノ假廳舎ヲ廢シ大津市東浦廳舎ニ復歸セリ

昭和十四年四月二十八日

滋 賀 縣

第七節 應舍竣功式の舉行

昭和十四年五月十六日午前十時から新應舍屋上で竣功祭並びに竣功式を舉行した。其の要綱は次の通りである。

竣功祭及竣功式要綱

- 一、昭和十四年五月十六日午前十時開始
- 二、新應舍屋上露臺西部ニ於テ
- 三、式次第 (約二時間ノ豫定)

○竣功祭

- 一、參列員着席
- 一、齋主以下祭員着席
- 先 修 祓
- 次 降 神
- 次 献 饌
- 次 祝 詞
- 次 玉串奉奠
- 次 撤 饌

次 昇 神

次 齋主以下祭員退出

○竣功式

- 一、開式ノ辭
- 一、宮城遙拜
- 一、戦歿英靈並皇軍將士ニ感謝ノ默禱
- 一、工事報告
- 一、知事式辭
- 一、内務大臣告辭
- 一、來賓祝辭
- 一、感謝狀授與
- 一、閉式ノ辭

以 上

四、直 會 屋上露臺南部ニ於テ

五、來賓ノ範圍 約七〇〇名

内務大臣代理灘尾會計課長、内務省大藏省關係局課長及屬、應内部長課長及高等官、各廳長及高等官、貴衆兩院議員、縣會議員及元縣會議員、元知事、改築關係元部長、工事關係者、工

事請負者、寄附者、大津市長、助役、收入役及各課長、市町村長、官衙長、大津市會議員、縣政記者、新聞關係者、團體長、近府縣知事、縣會議長、京都府部長

六、直會終了後琵琶湖ホテルニ於テ別宴ヲ設ク

出席者 内務大臣代理、知事、部長、兩院議員、縣會議員、市會議員、縣政記者、其他約百名

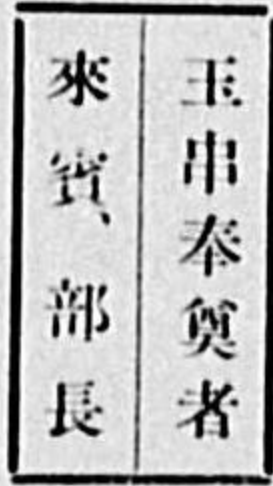
七、各係員ハ當日午前七時三十分迄ニ登廳スルコト

式 註

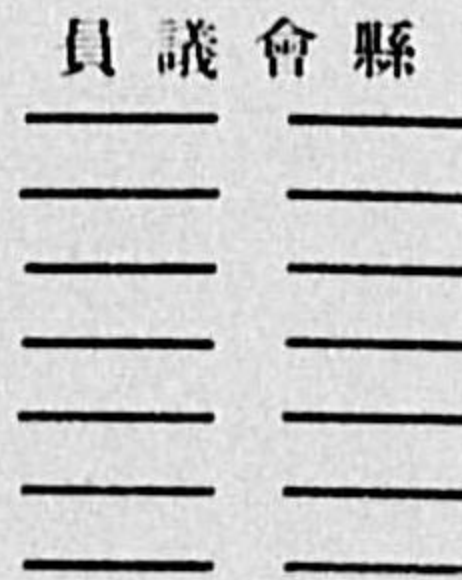
一、神職ハ四階ノ控室ニ控フ

二、九時五十分振鈴

三、玉串奉奠者ノ位置



被表彰者



四、長官及大臣大理ハ振鈴後暫ラクシテ入場

五、伶人ハ先ニ入場

六、祭員ハ全員入場後入場

七、玉串奉奠順序

一、齋 主

二、知 事

三、内務大臣

四、縣會議長

五、改築事務所長

六、貴衆兩院議員代表 吉田羊治郎氏

七、市長代表 大津市長

八、町村長代表 八日市町長

九、來賓代表

京 都 府 知 事

彦根高等商業學校長

大津地方裁判所檢事正

大津地方裁判所長

佐 野 眞 次 郎 氏(元縣會議長)

一〇、寄附者代表 東洋レィヨン株式會社 辛島淺彦氏

一一、縣政記者代表(小山房三氏)

- 一、顧問技師 佐藤功一氏
- 同 國枝 博氏
- 一三、工事請負者代表 大林組代表者 近藤博夫氏
- 以上玉串奉奠終リ
- 八、祭典終了後式場正面ニ演壇ヲ置ク
- 九、開會ノ辭(丹波課長)
- 一〇、來賓祝辭
 - 一、京都府知事
 - 二、縣會議長
 - 三、貴衆兩院議員代表
 - 四、大津市地方裁判所長並同檢事正
 - 五、大津市長
 - 六、町村長會長
 - 七、縣政記者代表
 - 八、祝電披露
- 二、感謝狀贈與
 - 一、大津市

- 二、東洋レヨン株式會社
- 三、株式會社 滋賀銀行
- 四、元株式會社滋賀縣農工銀行(代表 勸業銀行大津支店長 株式會社 日本勸業銀行)
- 五、宇治川電氣株式會社
- 六、京都電燈株式會社
- 七、旭ペンベルグ絹糸株式會社
- 八、東洋紡績株式會社
- 九、鐘ヶ淵紡績株式會社
- 一〇、株式會社大林組(以下金一封ヲ總務部長ヨリ交付)
- 二、株式會社工藤電氣工務所
- 三、沖電氣株式會社
- 三、株式會社須賀商會

滋賀縣廳舎竣功祭
同 竣功式 招待 狀

謹啓 時下新緑ノ候益々御清穆ノ段奉大賀候
陳者豫テ改築中ノ本縣廳舎ハ以御蔭此ノ程落成致候付テハ右竣功祭並竣功式ヲ來ル五月十六

日午前十時大津市東浦新廳舎ニ於テ舉行可仕候間萬障御繰合セノ上御賞臨ノ榮ヲ得度先ハ右御案内迄得貴意候

追テ御來臨ノ節ハ別紙御出席證受付ニ御示シ下サレ度尙聊カ準備ノ都合モ有之候ニ付乍御手數御出席ノ有無別葉ヲ以テ御回報相煩シ度申添候

年 月 日

滋賀縣知事 平 敏 孝

竣功祭並竣功式事務分擔並係員

○指揮 松本總務部長
○計量 前川庶務課長

草野 巳 屬

○事務分擔

○總務係

- 一、各係ノ聯絡統制ヲ爲スコト
- 一、配車ノ手配ヲ爲スコト
- 一、寫眞ニ關スルコト
- 一、新聞發表ニ關スルコト

- 一、調度ニ關スルコト
- 一、特別來賓ノ接待ニ關スルコト
- 一、協賛祝賀ニ關スルコト
- 一、其ノ他各係ニ屬セザル事項

係主任 前川 官
係主任 草野 巳 屬
係主任 森口 記 屬
係主任 天谷 記 屬
係主任 前田 記 屬
係主任 松田 記 屬
係主任 岸川 記 屬
係主任 西川 託 屬

西川 場

○設備係

- 一、式場、直會場及休憩所等ノ設備ヲ爲スコト
- 一、式場ノ整理ヲ爲スコト

係主任 江森 官
係主任 佐々木 技 師 屬
係主任 辰巳 屬

中	田	長	西	杉	佐	安	長	前	上	本	渥	澤	一	井	西	二	中	藤
村	中	谷	山	浦	*	藤	岐	田	田	田	美	津	川	上	村	階	澤	居
囑	囑	囑	技	技	工	記	技	技	技	技	技	技	技	技	技	技	堂	居
託	託	託	手	手	手	補	手	補	手	手	手	手	手	手	手	手	屬	屬
(改)	(改)	(改)	(警)	(保)	(會)	(庶)	(同)	(庶)	(庶)	(庶)	(庶)	(庶)	(庶)	(庶)	(庶)	(會)	(地)	

○ 儀 式 係

- 一、式場ノ鋪設ヲ爲スコト
- 一、式次第ノ揭示ヲ爲スコト
- 一、祭典及擧式ノ進行ヲ爲スコト
- 一、玉串奉奠及祝辭ノ進行ニ關スルコト

大	下	小
平	村	飯
工	技	塚
手	手	託
(改)	(改)	(改)

○ 直 會 係

- 一、直會場ノ裝飾ヲ爲スコト
- 一、折詰、瓶酒、記念品等ノ受領運搬配列ヲ爲スコト
- 一、正面席着席者ノ決定及誘導ヲ爲スコト

高	目	村	木	碓	辰	丹
谷		田	村	本	巳	波
書	片					事
記	屬	屬	屬	屬	屬	官
(庶)	(職)	(社兵)	(人)	(社兵)	(庶)	

- 一、祝宴ノ進行ヲ圖ルコト
- 一、長官ノ挨拶ニ關スルコト

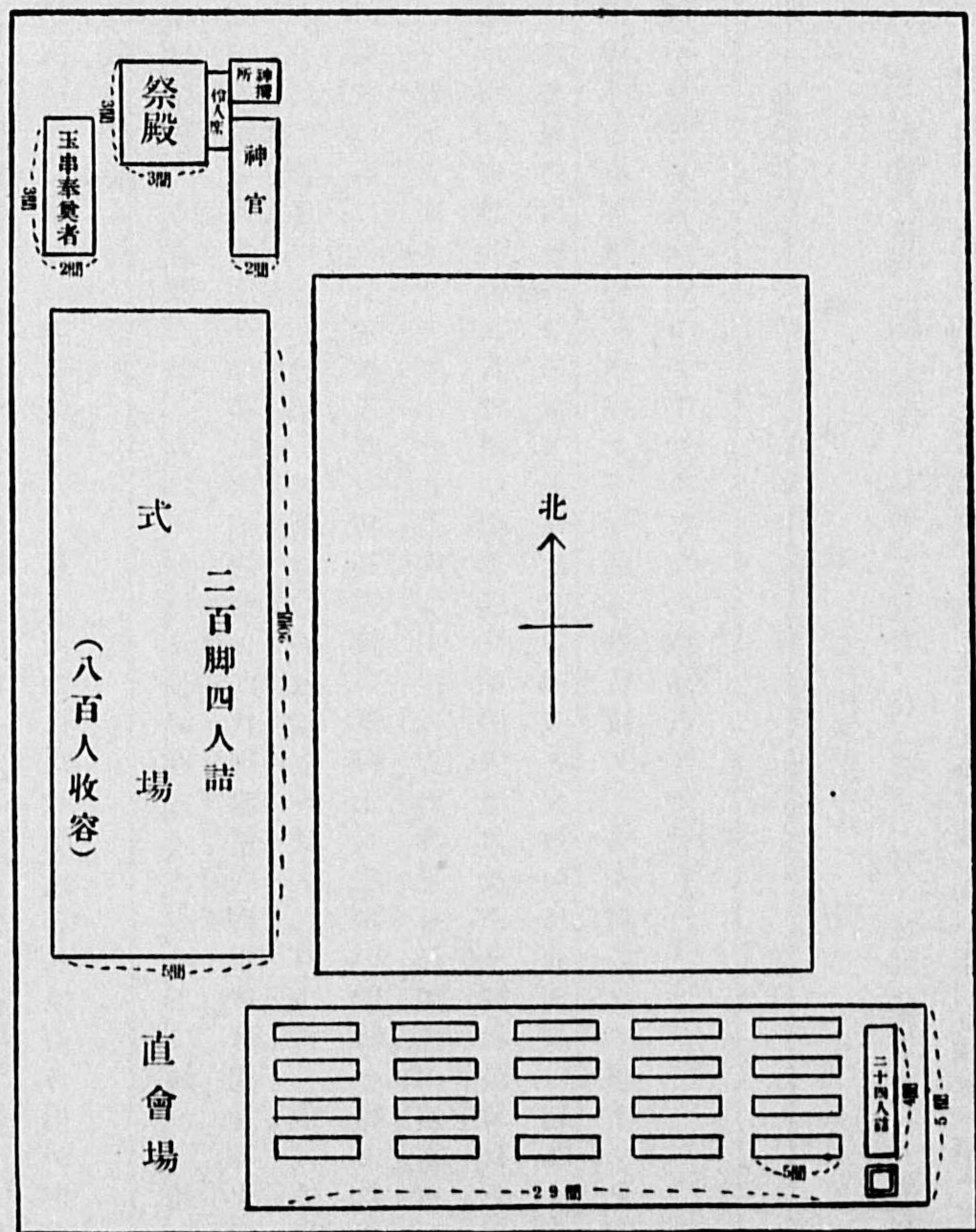
川 瀬 川 瀬 務 官
 藤 井 主 務
 小 倉 主
 辰 巳 主
 清 水 主
 濱 本 主
 加 賀 主
 畑 名 主
 山 木 主
 青 井 主
 平 川 主
 北 川 主
 藤 田 主
 石 田 主
 小 寺 主
 井 上 主
 岡 警 部

○來賓係

- 一、參列者ノ受付ヲ爲スコト(徽章、繪葉書、式次第交付)
- 一、休憩所ニ於ケル湯茶ノ接待ヲ爲スコト
- 一、來賓ノ送迎ニ關スルコト
- 一、來賓ヲ式場及直會場ニ誘導スルコト

藤 本 警 部 (情)
 菅 原 警 部 (特)
 湯 山 警 部 (保)
 横 山 警 部 (防)
 横 田 警 部 (刑)
 前 田 警 部 (工)
 葛 原 警 部 (健)
 久 米 警 部 (警)

本 原 統 計 主 事
 津 村 統 計 主 事
 奥 村 統 計 主 事
 芝 田 統 計 主 事
 平 井 統 計 主 事
 進 藤 統 計 主 事



式場及直會場略圖

木	森	山	森	深	西	古	梅	桐	大	三	中	野	三	伊	辻	島	近
内	田	川	口						村	橋						田	
					尾	川	山	景	山		江	村	宅	藤		主	藤
書	書	書	書							書	書					車	
記	記	記	記	記	屬	屬	屬	屬	屬	記	記	屬	屬	屬	屬	屬	屬
(庶)	(庶)	(庶)	(庶)	(庶)	(今財)	(長財)	(彥財)	(八財)	(水財)	(庶)	(庶)	(地)	(地)	(人)	(文)	(農)	(產)

當日は五月晴の住き日であつた。縣廳正門には大津市寄贈の綠門が建てられ、同じく同市寄贈の煙火は快く初夏の空に徃した。屋上西側には式場、南側には直會場が何れも大天幕京都錢屋請負が建てられてゐる。

竣功祭は嚙曉たる奏樂の音と共に、大和田多賀神社宮司齋主の下に嚴かに始められた。大和田齋主の祝詞の後、祭主平知事に次で内務大臣代理灘尾内務省會計課長外十四氏の玉串奉奠があり、やがて神事は終り、神職一同退出の後、引續き竣功式に移つた。儀式係長丹波社寺兵事課長の開會の辭に次で、宮城遙拜、戰歿英靈並皇軍將士へ感謝の默禱を捧げた後、前川改築事務所長の工事報告あり、次で知事の式辭、内務大臣の告辭、灘尾會計課長代讀來賓として赤松京都府知事、中里同府總務部長代理、田中縣會議長、堀田大津市長、吉丸町村長會長、吉田貴族院議員、並山、大津地方裁判所長、國分同檢事正、縣政記者團の各祝辭、何れも別項に記載あり、更に折柄上空を飛翔せる海軍豫備航空團大津支部の飛行機よりは祝賀のメッセージを贈られた。次で田中縣會議長は起つて平知事に左の感謝狀を贈呈した。

感謝狀

滋賀縣廳舎改築ニ關シ閣下ハ終始之カ統督ノ任ニ當ラレ特ニ時局ニ伴ヒ資材ノ配給等意ノ如クナラサリシニ不拘克ク之ヲ克服シテ今ヤ其ノ工全ク成レルハ縣民ノ感銘ニ堪ヘサル所ナリ

本日竣功ノ式典ニ當リ縣會協議會ノ決議ニ依リ茲ニ深厚ナル謝意ヲ表ス
昭和十四年五月十六日

滋賀縣會議長 田 中 久 平

滋賀縣知事 平 敏 孝 殿

引續き、寄附者大津市外八法人に感謝狀、工事請負人株式會社大林組外三社に感謝狀及び金一封が夫々知事から贈呈された。感謝狀の文面は次の通である。

感謝狀

何 某 殿

滋賀縣廳舎改築ニ際シ多額ノ金員ヲ寄附シ其ノ工ヲ幫助セラレタルハ感銘ニ堪ヘズ本日竣功ノ式典ニ當リ深ク感謝ノ意ヲ表ス

昭和十四年五月十六日

滋賀縣知事從四位勳四等 平 敏 孝

感謝狀

何 某 殿

本縣廳舎改築ニ當リ貴社ハ何々工事ヲ請負ヒタル處時局ノ影響ニ因リ材料ノ調整工員ノ手配等ニ多大ノ困難アリタルニ拘ラス遂ニ克ク所定ノ工事ヲ完成スルニ至リタルハ一ニ共ノ熱誠努力ノ致ス所ニシテ勞效顯著ナリト認ム仍テ茲ニ金壹封ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス

昭和十四年五月十六日

滋賀縣知事從四位勳四等

平

敏 孝

かくして式を閉じ諸員退出したが直ちに席を直會場に移し、一同着席後、知事は別項の如き挨拶をなし、灘尾内務大臣代理謝辭を述べられ、開宴した。宴酣なる頃、知事は起つて天皇陛下の萬歳を三唱し諸員之に和した。又田中縣會議長の發聲で滋賀縣の萬歳を三唱し、一同乾杯の後閉宴したのは午後一時頃であつた。尙當日廳員には直會場に出席せざる者に對しても夫々酒饌を供した。尙來賓には記念品として信樂燒置物並びに記念繪葉書スタンプ押捺等を贈呈した。

縣廳舎竣功式に於ける知事挨拶要旨

本日縣廳舎竣功祭竝に竣功式を舉行致しました處各位には御多忙中にも不拘多數御來臨を辱う致しまして茲に無事式典を終了するを得ましたことは洵に感謝に堪へぬ次第でございます。さてこの席上より厚く御禮を申し上げます。

既に式辭中にも申述べました如く舊廳舎は洵に狹隘且非衛生的であり又建築手法の幼稚と多年の使用とに因りまして風化崩壞の兆が所々に現はれ頗る危険の状態に在つたのでありまして、これが改築は多年の縣案であつたのであります。然るに昭和十一年秋幸にして機運が熟し一舉改築の議が決せられたのであります。乍併其の後に於ても事變の勃發に依りまして各種資材の配給其の他の難關に逢着致したのであります。是等の支障も漸次克服致しまして御覽の通りの嚴然たる威容を備へた新廳舎を完成し得たのであります。これ全く本日茲に御臨席下さいました各位を始めとして朝野の方々の深厚なる御協力御援助の賜でありまして改築の議提案致しました當初からの責任者であります私と致しまして眞に感謝感激に堪へぬのであります。茲に重ねて各方面の御協力に對し深甚の謝意を表する次第でございます。

此の上は廳員一同日夜匪懈躬行致しまして事務の簡捷を期し治績の向上を圖りまして縣政各般の内容に就ても從來と面目を一新してこそ巨額の經費を負担せられたる縣民に對しては勿論直接間接御援助を寄せられたる各位に對し御酬いする所以であると確信致します。すると共に向後の責務の輕からざるを痛感する次第でございます。茲に今後の覺悟を披瀝致しますると共に此上ながら御援助御協力を切望して止まぬ次第でございます。

本日は本縣として寔にお目出たい慶祝の式日でありますので何かと取設けねばならぬ次第

第でありますが御承知の通りの時局でありまして全國民舉つて時艱を克服して堅忍持久長期建設に邁進すべき時局柄でございますので眞に粗酒粗肴に止めた次第で洵に恐縮でございますがどうかお許しを願ひ度いと存じます何卒緩々御歡談下さいますならば洵に仕合せと存じます。

尙本日佳き日大津市及海軍豫備航空團滋賀支部に於かれましてはそれぞれ祝賀協賛の御厚配に預りまして感謝に堪へませぬ此の機會に於て厚く御禮申上げます。

甚だ簡單でありますがこのを以て御挨拶と致します。

尙當日縣下一般に對しては左記の如き知事談話を發表し、縣民に對し竣功を傳へると共に其の赤誠に對し感謝の意を表する所があつた。

縣廳舎竣功式に當りて

本廳舎は起工以來一年七ヶ月の日子と、約二百萬圓の巨資と、延六萬六千人の工員とを費して湖南景勝の一角に質實堅牢の裡にも嚴然たる威容と端正とを誇る新日本近世式鐵骨鐵筋混凝土造四層の本館を完成し本日茲に竣功の盛典を舉ぐるに至り殊に上部塔屋には明治天皇の行幸を仰ぎ又 大正天皇 皇太子に在らせられたる砌行啓を忝うせる舊廳舎正廳を原形のまま保存安置し永く聖跡を記念し奉ることを得たるは廳員一同の喜びは申すに及ばず縣下全體の一大慶事と存じますこの改築に依つて將來事務の能率を増進し縣民一般の利便を圖る上に於て至大の効果を齎し得ることを確信すると共に、廳員一同相警

めて愈々拮据精勵し以てこの一大事業の爲巨資を負荷せられたる縣民諸氏の赤誠に報いんことを衷心より庶幾するものであります。尙この機會に於て縣廳舎改築の爲多額の金員を寄附せられたる大津市、東洋レーヨン株式会社、滋賀銀行、農工銀行、宇治川電氣株式会社、京都電燈株式会社、旭ベンベルグ絹糸株式会社、東洋紡績株式会社、鐘淵紡績株式会社、其の他工事施行に對し直接間接援助協力せられたる各位に對して深厚なる謝意を表すると共に、今後本縣の爲陰に陽に御聲援を賜らんことを切望して熄みませぬ。

今や時局は愈々重大を加へつゝあるの秋、我が縣民は克くこれに對處して堅忍持久、毫も其の舉措を怠らす協力一致、銃後奉公の誠を盡されつゝあり、洵に心強き限であつて、かくして縣政の進展は駿々乎として眞に刮目見るべきものがあります。

本縣廳舎の新營の如き蓋しこの縣勢進展の一兆象であつて縣の將來は愈々多幸にして、其の前途は益々多望なるを想ふのであります。

茲に縣民諸氏に對しこの竣功をお傳へすると共に、聊か所懷を陳べて各位と共にこの吉き日を壽がんとする次第であります。

式典終る頃、市内小學校、高等女學校生徒より成る旗行列の隊伍は祝歌を齊唱しつゝ續々として縣廳前に集り來り、ヴェランダに立つ平知事以下縣首腦部に對し、稻葉市立高等女學校長代表して祝辭を述べ、知事之に對し答禮をなした後、同知事の發聲で萬歳を三唱、前庭を巡りつゝ、再び市内を行進歸途に就いたが、其の數は二千名と註せられ、戸毎の國旗、松ヶ枝提灯と共に、市中は眞に湧き返へる賑ひを呈した。

滋賀縣廳舎落成祝賀行進曲

滋賀縣大津市高等女學校長 稻葉小三郎 作詞

一
 連寄する 琵琶の湖
 白壁の巨城 大御代の
 藝術の粹を とり鐘め
 新に成りぬ 縣廳舎

二
 日の丸の旗 かざしつ
 祝へ榮ある 今日の日を

三
 七十萬の 縣民の
 親和の象徴 奉公の
 至誠の相 縣政の
 大殿堂の 壯觀よ

四
 理想は高し 尖塔の
 空にひらめく 日章旗
 仰ぐ湖國の 御民らが
 その衝天の 意氣見よや
 日の丸の旗 うち振りつ
 歌へ興亞の 進軍歌

♩ = 116 M.M.

サナレリ ナヨシヨ ミヨフハ ヨシマタ スヤンカ ルモノシ ビノケセ
 ノテノキ ヨシウウ ミヨコイ ホオウチ オホホニ 一セーシク
 アニガゼ メウノカ ツウイラ アウセミ リヤンタ トゴケミ
 アニイの クーニー ニモテハ ナアハシ リサマデ ヌボノ
 シレヨヤ ー ー ヒムヒの マママの ノのノの ハハハハ
 ツツツツ イアウウ ハハハハ ハハハハ エンコウ ルルルル
 ツツツツ

竣功式式辭告辭工事報告及祝辭

式 辭

茲ニ内務大臣閣下ヲ始メ多數來賓ノ蒞臨ヲ辱ウシ縣廳舎竣功ノ式典ヲ舉行スルコトヲ得ルハ甚タ欣幸トスル所ナリ

抑モ舊廳舎ハ明治二十一年ノ建築ニ係リ星霜五十ヲ閱シテ頽廢其ノ度ヲ超エ危險日ニ迫ルト共ニ時勢ノ進運ニ伴ツテ益々狹隘ヲ告クルノ狀況ナリシヲ以テ昭和十一年通常縣會ニ於テ之カ現地改築ノ議ヲ決シ昭和十二年十月一日起工爾來工ヲ進ムルコト一年有半企畫經營惟レ努メ爰ニ竣成ノ式典ヲ舉クルニ至リタルハ洵ニ欣快ニ堪ヘサル所ナリ

新廳舎ハ漣波渺茫タル琵琶ノ太湖ニ望ム景勝七千坪ノ地ニシテ又近江神宮ノ宮地ヲモ遙拜シ得ルノ所ニ在リ共ノ設計ハ斯界ノ權威佐藤國枝兩氏ノ苦心ニ成リ鐵骨鐵筋混凝土造四層ノ高樓ニシテ特ニ上部塔屋ニハ畏クモ 明治天皇 大正天皇ノ御聖蹟タル舊正廳ヲ原形ノ儘保存安置シ以テ 聖恩ヲ無窮ニ傳ヘンコトヲ庶幾セリ

其ノ構造ハ專ラ執務上ノ便益ト保健衛生上ノ要求トヲ考慮シ敢テ所謂輪奐ノ美ヲ濟サスト雖モ而カモ官廳建築トシテノ威容ト壯觀ヲ備ヘテ餘蘊ナキヲ期セリ

本工事ハ時宛モ事變ニ際會シ物資其ノ他ノ供給意ノ如クナラス諸種ノ困難ニ逢着セシモ

監督官廳ヲ始メ朝野各方面ノ絶大ナル援助協力ニ依リ更ニ又工事擔當者日夜盡瘁ノ結果ニ依リ其ノ功ヲ全ウスルヲ得タルモノニシテ眞ニ感激ノ至リニ堪ヘス此ノ機會ニ於テ厚ク謝意ヲ表スルモノナリ

今ヤ時局ハ愈々新ナル段階ニ進ミ國民ノ責務益々重大ヲ加フ長期建設下ニ於ケル銃後施設ノ任亦眞ニ輕カラサルモノアルヲ覺ユ此ノ時ニ當リ新裝ノ廳舎ニ在リテ執務スル廳員一同ハ眞ニ感奮興起シテ以テ縣政奉行ノ責務ヲ全ウシ縣民ノ誠意ニ酬イ朝野ノ聲援ニ答ヘンコトヲ衷心ヨリ誓明シテ止マサルモノナリ

茲ニ重ネテ臨場各位ノ厚意ヲ拜謝スルト聊カ所懐ヲ述ヘテ式辭トス

昭和十四年五月十六日

滋賀縣知事從四位勳四等 平 敏 孝

告 辭

滋賀縣廳舎新築成ルヲ告ケ茲ニ本日ヲ以テ竣功ノ式典ヲ舉ケラル今ヤ支那事變ハ新段階ニ入りテ占據地ノ益々擴大ヲ加フルト共ニ新東亞建設ノ業著々其ノ歩ヲ進メ内ハ各般ノ施設ニ亘リテ整備振張ヲ要スルモノ愈々滋ク舉國方ニ力ヲ費セテ一意奉公ニ努ムヘキ極メテ重大ノ時局ニ際會ス黨クハ廳舎ノ落成ヲ機トシテ全廳員益々新銳ノ意氣ヲ振ヒ各其ノ職分ニ最善ヲ竭シ相率キテ縣勢ノ振興國運ノ伸暢ニ寄與セラレンコトヲ本日ノ盛儀ニ

當リ一言ヲ述ヘテ告辭トス

昭和十四年五月十六日

内務大臣 侯爵 木 戸 幸 一

工 事 報 告

本日茲ニ本縣廳舎竣工ノ祝典ヲ舉行セラルルニ當リ改築工事擔當者トシテ工事ノ概要ヲ報告スルノ光榮ヲ得タルハ甚タ欣幸トスル所ナリ

抑モ舊廳舎ハ明治二十一年ノ竣工ニ係リ年ヲ閱スルコト正ニ五十年、當時ニ於ケル建築技術ノ幼稚ニ加ヘテ多年ノ使用ニ因リ狹隘且非衛生的ナルノミナラス何時崩壊ノ危険ニ遭遇スルヤモ圖リ難キ實狀ニ在リシヲ以テ遂ニ昭和十一年通常縣會ニ於テ廳舎改築ノ議ヲ決セラルルニ至レリ爾來工ヲ急クコト二年有半克ク時局ニ伴フ各般ノ支障ヲ克服シテ本日竣工ノ式典ヲ舉行セラルルニ至リタルハ眞ニ欣快情ク能ハサル所ナリ

今工事ノ經過ヲ概説スレハ昭和十二年十月一日起工同月十四日地鎮祭ヲ執行昭和十三年十一月八日上棟定礎式ヲ舉行本年四月二十二日清祓式ヲ執行シ本日ヲ以テ竣工ノ式典ヲ舉行セラルルニ至リタルモノニシテ工事着手後僅ニ一年七ヶ月ニシテ其ノ功ヲ竣フルニ至レルモノトス新廳舎ハ大津市東浦舊廳舎敷地約七千坪ヲ充用シ前面近ク琵琶ノ太湖ヲ俯瞰スル景勝ノ地ヲ占ム設計ハ工學博士佐藤功一、工學士國枝博兩氏ノ擔當ニ係リ建築主

部ハ株式會社大林組ノ施工トス地上四階、一部塔屋ヲ有スル新日本近世式鐵骨鐵筋混凝土耐火構造ニシテ總延坪四千七百餘坪總工費一百九十餘萬圓從事工員延六萬六千有餘人ニ上レリ

建物内部ノ配置ハ本廳舎及縣會議事堂ノ二大別トシ本廳舎側ニハ地階ニ地下防護室四百坪一階ニハ玄關廣間ヲ始メ總務部、警察部ノ一部宿直室、電話室、其ノ他附帶設備關係各室、二階ニハ警察部及學務部ノ各室、三階ニハ知事室、知事官房、及總務部ノ各室、參事會室等四階ニハ正廳ヲ始メ貴賓室及經濟部ノ各室ヲ配置シ正面中央塔屋ニハ

明治天皇ノ行幸ヲ仰ギ又 大正天皇皇太子ノ砌行啓ヲ忝フセル舊正廳ヲ原形ノ儘保存ス以上ノ外各階ニハ大會議室、應接室等ヲ配置シ正面ホール大階段ヲ始メ階段六ヶ所手洗所各階三ヶ所ヲ設ケタリ

議事堂側ニハ三階ニ議場四階ニ傍聽席ヲ配シ其ノ他議長室、議事室、委員會室等關係各室ヲ設置ス

次ニ内外部仕上ゲハ外部一般腰壁ハ花崗石及人造石ブロック貼リトシ尙外壁ニハ防空色タイル貼リ及人造石塗トシ主要部分ニハ夫々彫刻ヲ配シ官廳建築トシテノ美觀ト威嚴ヲ副ハシムルニ努メタリ内部一般廊下階段ハ主トシテ人造石研出シ一部タイル貼リトナシ一階正面ホールハ國産大理石ヲ貼リ廻ラシ大階段手摺ニハ縣産信樂燒彫刻ヲ金屬代用品トシテ試用シ得タルハ永ク本縣廳舎ノ誇タルヘシ

其ノ他貴賓室、知事室、會議室等主要各室ニハ室内裝飾トシテ壁紙、木製羽目石膏彫刻、防音板等ノ諸材料ヲ使用シ、端整ニシテ質實剛健ナル風趣ヲ備ヘンコトヲ庶幾セリ。

次ニ附帶設備ハ時局ニ直而シ物資缺乏ノ折柄ナルニモ不拘幸ニシテ大ナル支障ナク最新式ノ文化的設備ヲ施シ得タルハ望外ノ喜ニシテ先ヅ電氣設備ハ一般電燈ヲ始メ凡テ自家用高壓引込受電形式トシ變電室ニ於ニ所要電力ト爲シ各室ニ配給スルモノトス電話電氣時計標示燈電鈴モーターサイレン等ノ主要電氣設備ノ外ラジオ設備ヲ採用シ一般聴取戸内連絡非常呼集用等ニ到用セルハ未タ他ニ多クノ類例ヲ見サル所ナルヘシ。

各室煖房ハボイラー室ニ汽罐二基ヲ設備シ配管放熱器ニ依ル蒸氣煖房トセリ又便所ハ水洗式トシ淨化装置ヲ施セリ。

給水ハ市水道ノ外地下四百尺ヲ掘鑿セル井水ヲ屋上水槽ニ導キテ使用スルモノトス尙各階廊下ニハ消火栓ヲ設ケ萬一ノ災害ニ備ヘタリ又廳内主要各室廊下階段ニハ防空暗幕ヲ設ケ非常時執務ニ支障ナカラシムルコトトセリ。

而シテ之等附帶工事ノ請負者ハ電氣ハ工藤電氣工務所、電話ハ沖電氣株式會社、煖房換氣衛生設備ハ株式會社須賀商會、防空暗幕ハ東京建材株式會社、家具裝飾ハ株式會社高島屋、宮崎家具店、内外木材工藝株式會社、庭園工事ハ中野市郎ナリ。

以上工事ノ概要ヲ略述シタルモ、翻テ既往ヲ顧ミレハ時恰モ支那事變ニ際會シ鐵材ヲ始メ各種資材ノ配給並ニ工員ノ手配等甚タ意ノ如クナラサリシニ不拘幸ニシテ關係方面ノ理

解ト援助協力ニ依リ終ニ萬艱ヲ排シテ今日ノ成功ヲ見ルニ到リタルハ工事擔當者トシテ眞ニ感慨無量ナルモノアリ他而亦吾人等乏シキヲ縣ノ吏僚ニ承ケ偶々縣政上劃期的ナル本事業ニ參與スルヲ得タルヲ思ヘハ又眞ニ至幸ト謂フヘク今巍然タル新廳舎ノ威容ヲ望ミテ其ノ責務ノ一斑ヲ果シ得タルヲ喜フモノナリ。

茲ニ一言ヲ敍シテ工事報告ト爲ス

昭和十四年五月十六日

滋賀縣廳舎改築事務所長

地方事務官從六位勳六等 前 川 鬼 子 男

京都府知事祝辭 (代理中里同府總務部長)

本日赤松知事は參れませぬので私代つて參りましたが何も書いたものを持つて居りませぬので口頭で申し上げます。

隣府縣の誼みを以ちまして遙かに新廳舎の新築を待望致して居りました。本日上りまして拜見致しました所は洵に壯觀雄大でございます。各種設備も洵に整備致して居ります。一驚を喫しました次第でございます。時局柄非常に資材其他に於て何處の所に於きましても相當不便を感じて居つたに拘らず當縣廳が斯くの如く雄大に完成致しましたのは一に當局者の方々の其機を掴むのに敏活であつたと云ふことを承りまして唯々隣人と致し

まして感嘆致した次第でございます洵に只今の時節に於きましては斯様に整備致しまする資材を用意致しますることは容易ならざるものであつたと共御苦心慘憺たる御配慮に對しまして唯々敬意を表する次第でございます

本日は斯くの如く御盛大なる竣功式に參列の光榮を得まして洵に歡喜に堪へない次第であります

簡單でございますが一言御祝辭を申上げる次第でございます

祝 辭

湖山ノ翠綠將サニ滴ラントシ薰風颯々トシテ面ヲ掃フノ候茲ニ本日ノ吉辰ヲトシテ滋賀縣廳舎竣功ノ盛典ヲ舉ケラル洵ニ慶祝ニ堪ヘサルナリ抑モ本縣舊廳舎ハ五十年ノ星霜ヲ經テ漸ク朽廢シ既ニ危險ノ域ニ在リ之カ改築ハ多年ノ懸案ナリシカ終ニ機運熟シ昭和十一年通常縣會ノ議ニ付セラレ縣會亦之ヲ可決シ爾來着々トシテ工ヲ進メラレ今ヤ蚤クモ此ノ宏壯ナル大建築ヲ完成セラル

威容巍然トシテ四圍ノ風物ト相映發シ正ニ縣下無比ノ偉觀タリ就テ見ルニ各般ノ文化的機構盡ササルナク諸種ノ近代的施設至ラサルナシ眞ニ縣政ノ府トシテ遺憾ナキニ幾シト謂フヘク其ノ執務能率ヲ向上シ縣民ノ利便ヲ増進スヘキコト蓋シ尠少ナラサルヘシ

茲ニ着工以來ノ當局ノ勞苦ヲ謝スルト共ニ冀ハ縣政ノ美之ニ依リテ益々舉リ自治ノ績之

ニ依リテ愈々振ハンコトヲ一言所懷ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和十四年五月十六日

滋賀縣會議長 田 中 久 平

祝 辭

維時昭和十四年五月啓節朱明ニ屆リ寒候始メテ清和萬物煦成草木盛茂爽天晨氣潤ヒ薰風處ヲ逐フテ生ス此ノ純陽ニ乘シテ茲ニ滋賀縣廳落成ノ盛典ヲ舉行セラル是洵ニ天ノ時ニ應シテ人和ノ慶ヲ洽ネクスル所以ナリ

夫レ滋賀縣廳ハ明治ノ中葉歐西ノ新様ニ依テ建築セラレタルモ國運ノ隆昌ニ伴フテ漸ク不便ヲ告ク是ヲ以テ昭和十二年其ノ基兆ニ因リ更ニ新様ニ從テ改築ヲ行フ其ノ規矩制度嵯峨巖窟豐麗博敞鬱塊ニシテ以テ嶒嶸磴々ニシテ以テ璀璨遠クシテ之ヲ望メバ崢嶸クシテ積石ノ鏘々タルカ如ク迫クシテ之ヲ察スレハ蘆トシテ青雲ニ岬岫タリ

高門ハ閭闔ニモ擬スヘク二軌ヲ方ヘテ並ヒ入ル乃チ夫ノ太階ヲ歷テ其ノ堂ニ造タリ俯仰顧眄スレバ滄々澗々流離爛漫皓壁ハ嶠曜トシテ月ノ如ク照リ彩柱ハ欽絶トシテ電ノ如ク擬メキ焯々トシテ窳窳鴻橫トシテ清冷扉ヲ排シテ入レハ旋室嬈娟重深秘奧嫵々トシテ悻ヲ發ス詳ニ其棟宇ヲ察シ其ノ結構ヲ見レハ八維九隅懸棟阿ヲ結ヒ天窓綺繡之ヲ啓ケハ清風自カラ至ル脚下四方斑間白ヲ賦キ疏密文章アリ冬凄寒ナラス夏ニ炎輝ナク釣調中適房

室齊均以テ公務ノ繁劇ニ堪ヘ精氣ノ疲耗ヲ醫スルニ足レリ
 其ノ高樓ニ登リ俯シテ前庭ヲ瞰レハ青松亭々粹ユルニ綠樹ヲ以テシ或ハ嘉石ヲ置キ或ハ
 芳草ヲ栽ヘ商秋實ヲ結ヒ青春華ヲ敷ク眼ヲ放テ願望スレハ陽ニハ千古ノ翠嵐ヲ背フテ陰
 ニハ萬頃ノ碧湖ニ臨ミ斯宇ノ處ル所實ニ顯敞ニシテ仇寡ク北ノ方之ヲ左ニシテハ比良比
 散ヲ仰ク蓋シ山嶽ノ神秀ニシテ玄聖ノ遊化スル所靈仙ノ窟托スル所ナリ之ヲ右ニシテハ
 水ヲ隔テテ田園百里華實野ヲ蔽ヒ黍稷疇ニ盈ッ峻極ノ狀嘉祥ノ美洵ニ山水ノ瓊宮ヲ窮メ
 人神ノ壯麗ヲ盡クス東ヲ望メハ一日千里遼廓トシテ闊リ無ク伊吹ハ漂渺ノ霞ヲ隔テ鈴鹿
 ハ千里ノ雲ヲ帶ク三上ノ靈峯眼前ニ卓立シテ浮影ヲ漣波ニ蘸シ石山ノ風光ハ丘阜ヲ抽出
 テ輪廓ヲ模糊ニ描ク長等ノ連峯ハ鬱林ノ間多ク寺觀ヲ藏シ之ヲ繞ツテ塵閤地ヲ撲クシ萬
 戸煙ヲ揚ク維レ昔

天智天皇都ヲ大津ニ奠メ給フヤ其ノ全盛ノ時ニ當リ車轡ヲ挂ケ人肩ニ駕シ四會五達ノ股
 脈ヲ極メタルヲ想見セシム乃チ西北ニ當テ秀麗ノ山腹ヲ相シ近江神宮翬建ノ工ヲ營ム千
 木中天ニ玲瓏トシテ炯晃ヲ放チ樓閣高隅ニ蔭映シテ彫雲ヲ含ムモ蓋シ近キニアラントス
 建築ノ巧景觀ノ美縣廳トシテ實ニ希世特出ト云フヘシ
 夫レ縣廳ハ上内閣諸省ヲ受ケ下市町村官公衙ヲ都ヘ上意下達地方中樞ノ唯一重要ナル行
 政ノ府ナリ而シテ江州ハ日本ノ上腹ニシテ華實ノ毛殷阜ノ富ハ近畿ニ卓犖タリ堂宇ヲ宏
 壯ニシ結構ヲ壯大ニスル又必スシモ侈レリトナサス古人云フ壯ナラス麗ナラサレハ民ヲ

一ニシテ威令ヲ重スルニ足ラス飾ラス美シカラサレハ後ヲ訓ヘテ厥成ルヲ示スニ足ラス
 ト古ヨリ俊才ノ力ヲ用ユル蓋シ斯ノ如キノミ然レトモ本廳ニ出入スル者ハ多クハ純朴質
 實ノ徒ザリ或ハ其ノ宏壯ニ眩曜シ或ハ其ノ威容ニ恐慄スルモノアラン若シ夫レ更僚高キ
 ニ居テ雷制ヲ下サハ民嘈々トシテ耳聽ヲ失ハン威ヲ假テ銳鋒ヲ示サハ人腹々トシテ目精
 ヲ喪ハンコトヲ虞ル凡ソ行政ハ上無窮ノ皇道ヲ崇ヒ下長世ノ善政ヲ闡キ地方ノ自然ニ襲
 リ住民ノ至情ニ則ルニ在リ是ヲ以テ庶事既ニ康ク治績自ラ孔明ナリ而モ善政ノ綱領ハ德
 ヲ正フシ用ヲ利シ生ヲ厚クスルニ在リト云ヘリ明府ノ敏當局ノ精先識博覽明允篤誠必ス
 ヤ三事能ク行ハレ七十萬縣民當時ニ在ツテハ其ノ功利ヲ享ケ後世ニ在リテハ其ノ英聲ニ
 賴ランコトヲ疑ハス今縣廳落成ノ盛典ニ列シ廳舍ノ新様カ縣民福祉ノ源泉ヲ淨化シ地方
 行政ノ銳氣ヲ作振セラルヘキヲ信賴シ衷心ノ欣懷ヲ述ヘ七萬市民ヲ代表シテ祝意ノ萬一
 ヲ表ス

昭和十四年五月十六日

大津市長 正四位勳三等 堀田 義次郎

祝 辭

七十萬縣民親和ノ象徴タル縣政ノ殿堂遂ニ成リ五層ノ樓上湖國ノ全貌ヲ一眸ニ收メテ茲
 ニ慶落ノ盛典ヲ舉行セラル不肖席末ニ列スルノ光榮ヲ忝フシテ欣快ニ堪ハス謹ミテ慶祝

ノ真情ヲ陳フ
 惟フニ興亞ノ聖業ハ一朝ノ業ニ非ス世界ノ情勢ハ帝國ノ試鍊愈々重キヲ加フ即チ外ニ武
 カヲ發揮シテ國威ノ宣揚ヲ期スルト共ニ内ハ迅ニ庶政ヲ釐革シテ清新ノ意氣ヲ作興シ百
 般ノ物事潔ク舊套ヲ脱却シテソノ陣容ヲ新ニシ以テ大東亞新秩序ノ建設ノ態勢ヲ強化セ
 ザルヘカラス此ノ秋ニ當リ我カ縣政ノ新廳舎ハ文化ノ粹ヲ鍾メテ偉容全ク成リ白堊ノ巨
 城儼トシテ湖國ヲ歴ス 江州ノ山河生氣潑刺トシテ歡喜ノ色ニ耀キ天與ノ風光更ニ一段
 ノ精彩ヲ加フ七十萬縣民ノ齊シク仰ク五層ノ大殿堂ハ正ニ之レ新生滋賀ノ相ニシテ縣政
 ノ躍進期シテ待ツヘク燦トシテ輝ク湖國ノ文華ハ遠ク千三百餘年ノ昔志賀ノ都ノ大御代
 ヲ昭和ノ聖代ニ顯揚シテ以テ君國ニ應フルヲ得ヘク轉々感激ト慶祝ニ堪ヘサルナリ粗辭
 ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和十四年五月十六日

滋賀縣町村長會長

八日市町長 吉 丸 榮 三 郎

祝 辭

滋賀縣廳舎ノ改築茲ニ落成ヲ告ケ本日盛大ナル竣功式ヲ舉行セラル我等縣民ノ歡喜ニ禁
 ヘサル所ナリ蓋シ縣廳ハ地方ノ政府ニシテ自治統制ノ樞軸ナリ往昔大小ノ諸侯藩府ヲ設

ケテ銳意治ヲ圖リシモノ今日其ノ形ヲ異ニスト雖モ精神トスル所地方ノ風土民情ニ應シ
 テ其制ヲ定メ自疆以テ領域ヲ靖フスルニアリ然ラハ地方政府ノ本據タル共廳舎ヲシテ民
 度ノ發展興隆ニ伴フ威容ト風格トヲ存セシムルハ當然ノ要求ト謂ハサルヘカラス新廳舎
 ハ克ク此ノ要求ニ適スノミナラス建築資材ノ供給至難ナル事變下ニ在リテ有ユル困苦ト
 闘ヒツツ漸ク其ノ工ヲ完フシタル點ニ於テ洵ニ記念スヘキ建築タリ當局諸賢並ニ縣民諸
 氏冀クハ此ノ經過ニ顧ミ國家委任ノ事務タルト自治ノ要務タルトヲ問ハス之ヲ廳舎ノ威
 容風格ニ一致セシメ以テ地方百年ノ建設ヲ期セラレムコトヲ望ミ欣然本日ノ盛式ヲ祝ス
 ト云フ

昭和十四年五月十六日

貴族院議員 勳四等 吉 田 羊 治 郎

祝 辭

七十萬縣民翹望ノ殿堂滋賀縣廳舎新築始工以來拮据經營一年有半茲ニ功全ク成リ本日ノ
 佳辰ヲトシ其ノ竣功式ヲ舉行セラル洵ニ慶祝ニ禁ヘサルナリ
 舊廳舎ハ時ノ明府櫻洲山人ノ心血ヲ注キシ所當時海内無双ノ稱嘖々人口ニ噂炙セシモ爾
 來星霜五十年時勢ノ進運ハ駸々乎トシテ庶政ノ繁劇ヲ加ヘ其ノ狹隘不便久シカリシカ今
 ヤ新裝成ルヲ見ル地ハ景勝ヲ占メテ四境瀾如檣端遙ニ千年文化ノ古都ヲ望ミ脚下直ニ萬

頃激澗ノ淡海開ク規模宏壯ニシテ典雅結構清新ニシテ堅牢輪奐ノ美設備ノ整亦海内稀ニ
觀ル所蓋シ公衆ノ利便尠少ナラサルベシ惟フニ牧民ノ官タル専ラ民人福祉ノ増強伸張ニ
任ス今ヤ時局ハ長期建設ノ新段階ニ入り期待ノ繁ル所極メテ大ナルモノアリ希クハ職ヲ
新廳舎ニ奉セラレルノ士一新更張以テ國家社會ノ負荷ヲ完ウセラレムコトヲ一言蕪辭ヲ
陳ヘテ祝辭トス

維時昭和十四年五月十又六日

天津地方裁判所長 從四位勳四等 並 山 興 道
天津地方裁判所檢事正 正四位勳三等 國 分 丸 治

滋賀縣廳の改築落成を祝し併せて縣政の健全なる發展を祈る

昭和十四年五月十六日

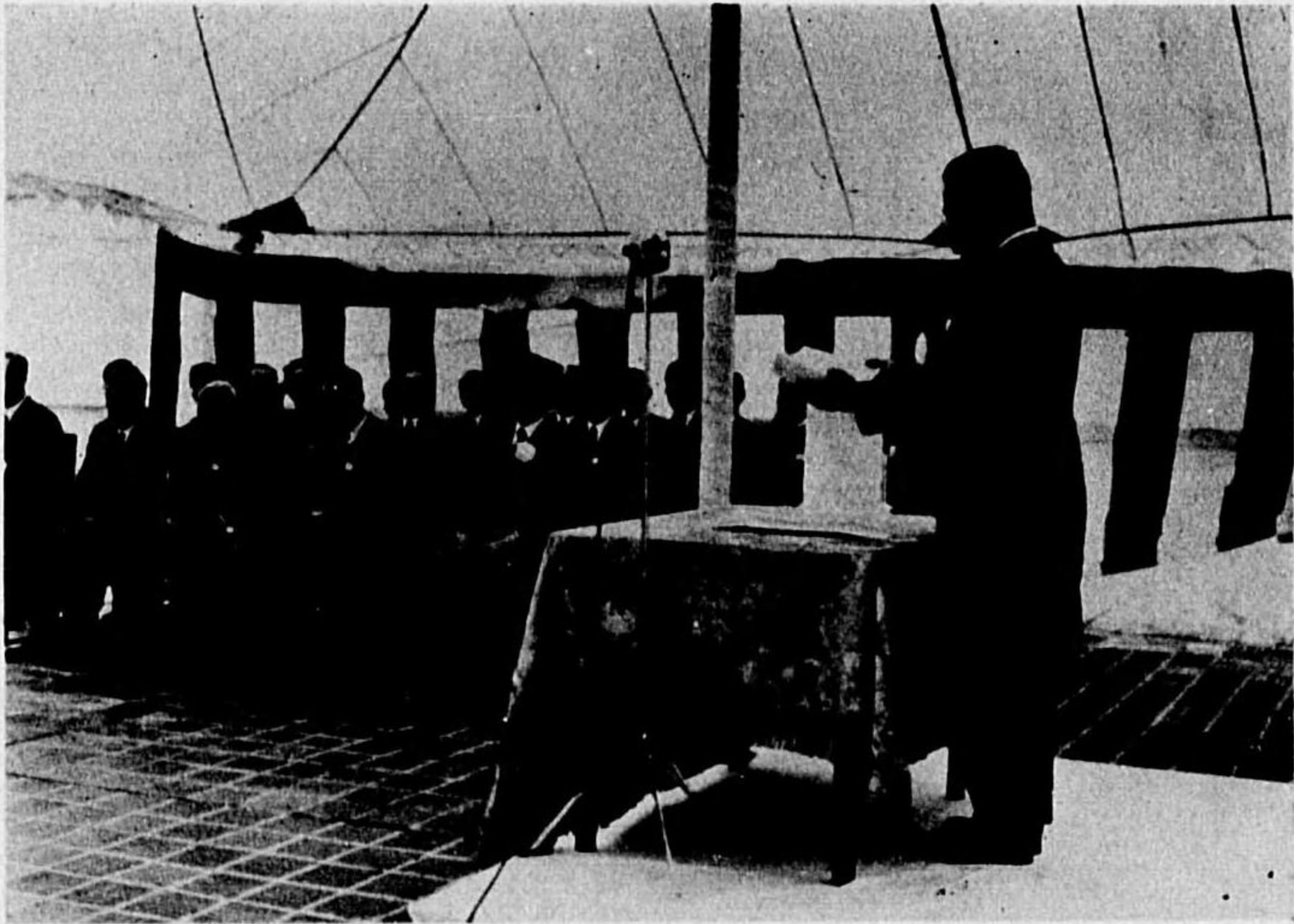
滋賀縣政記者團

代表 小 山 房 三

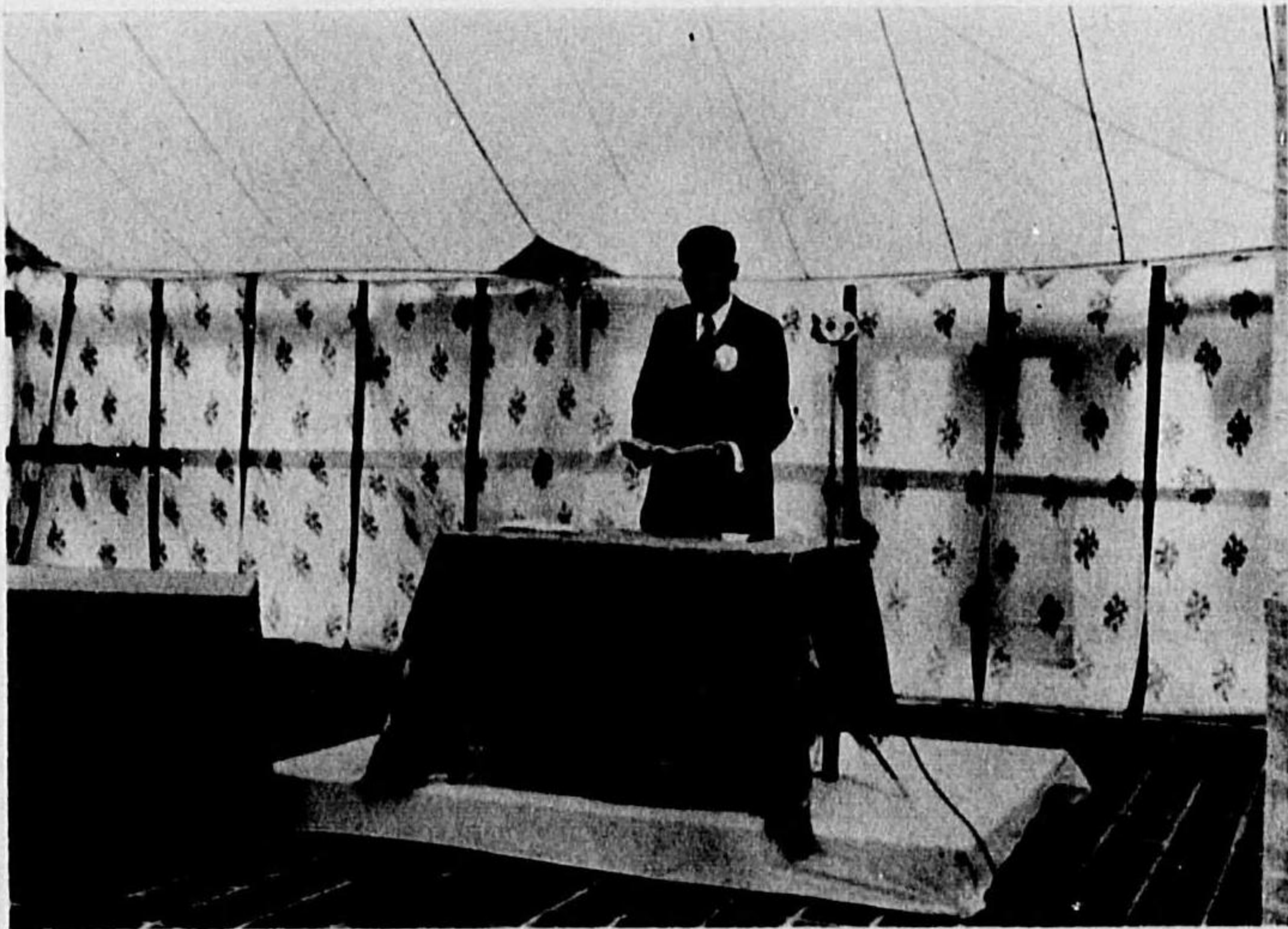
滋賀縣廳舎竣工祭竝ニ竣工式ニ當リ其ノ上空ニ祝賀飛行ヲ行ヒ御盛典ヲ祝ス

昭和十四年五月十六日

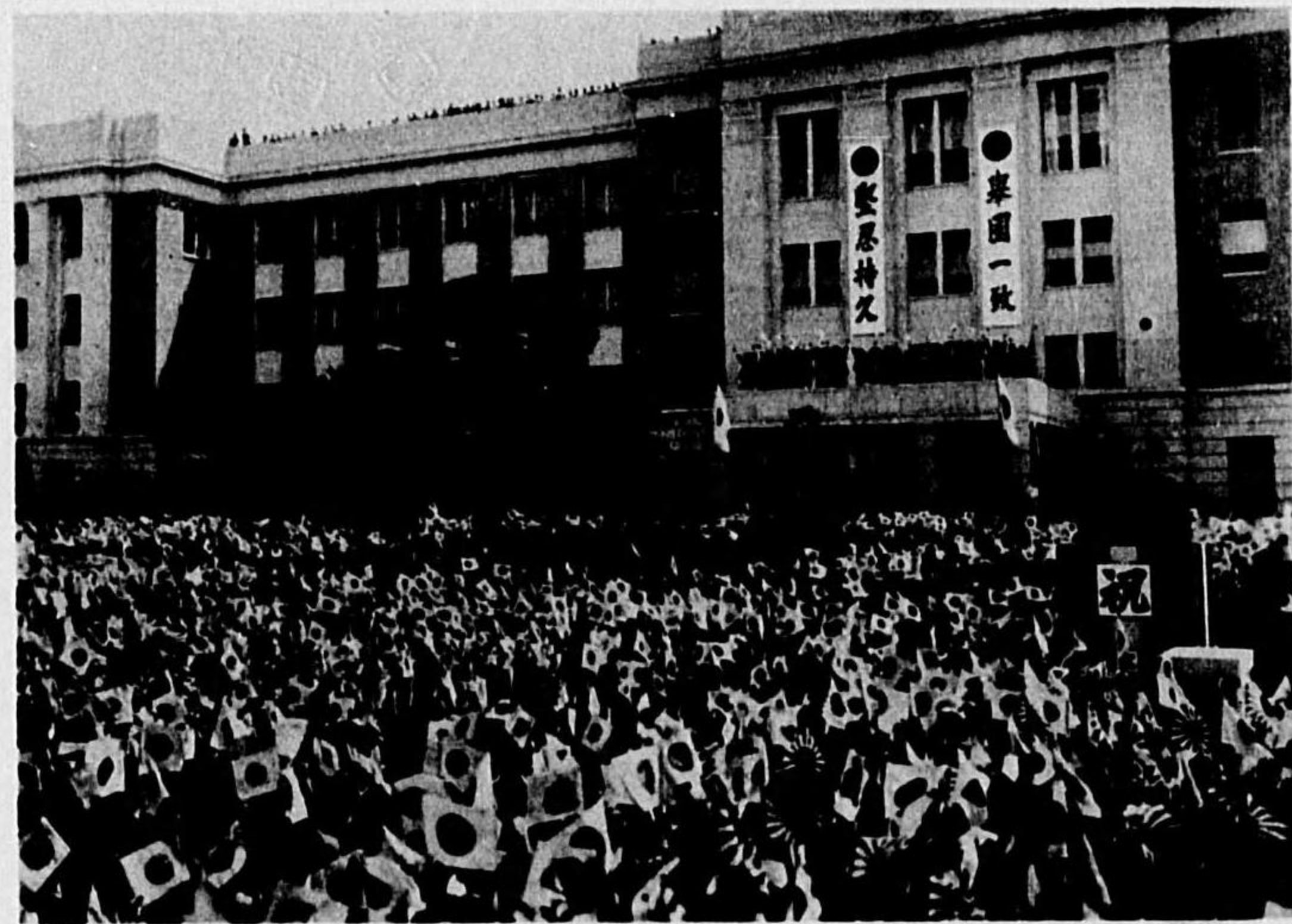
海軍豫備航空團天津支部



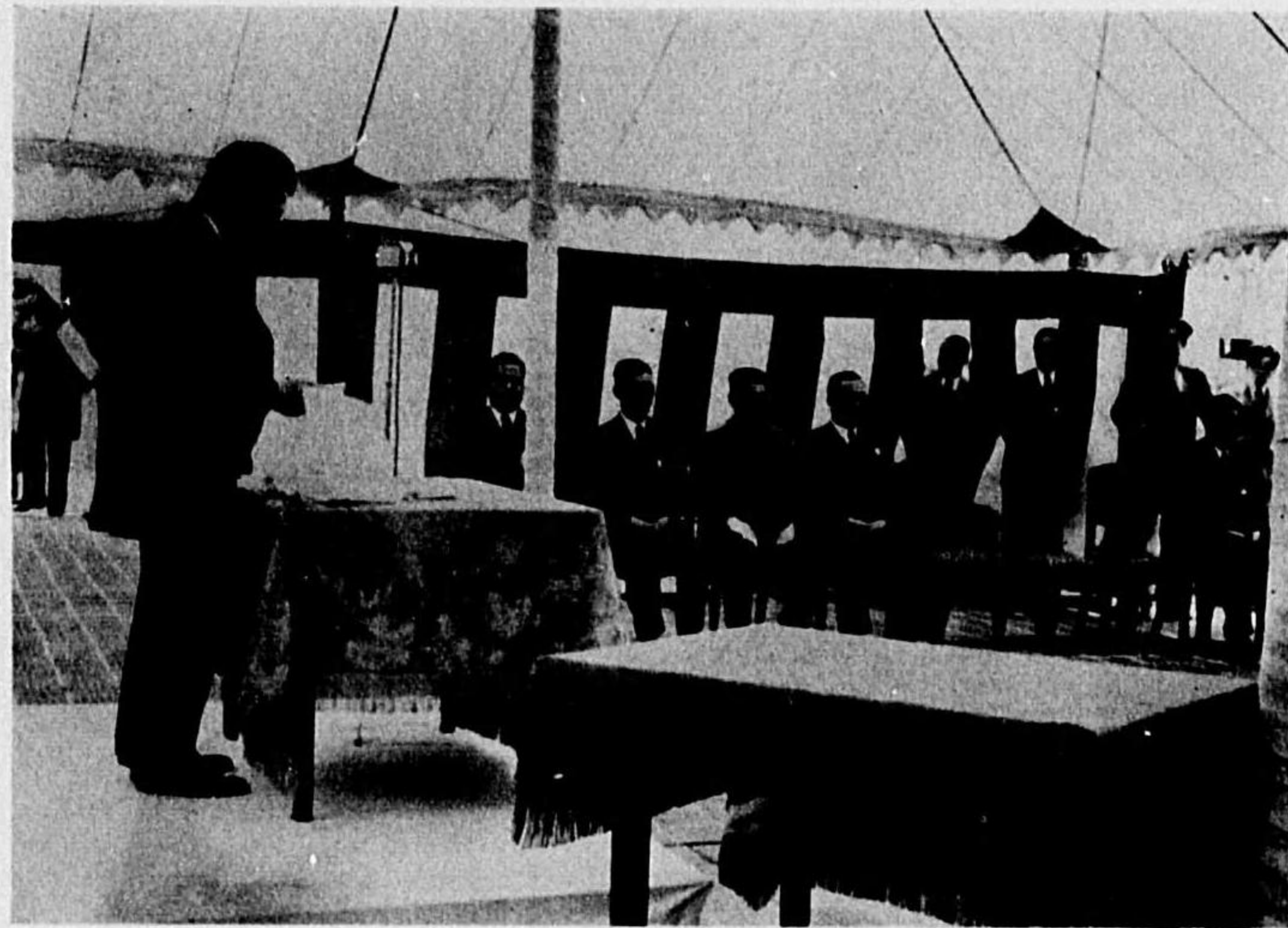
平 知 事 式 辭



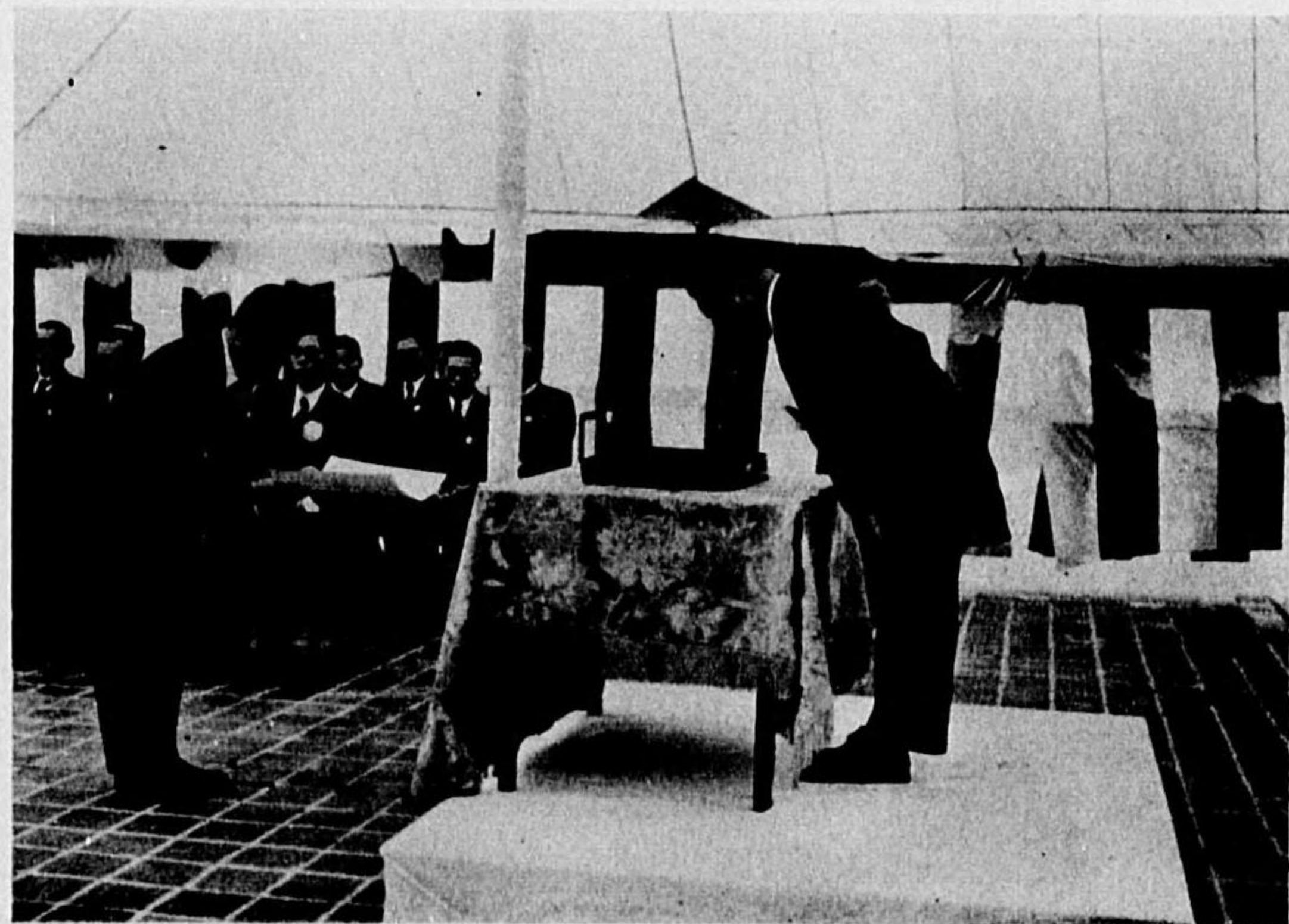
内 務 大 臣 告 辭



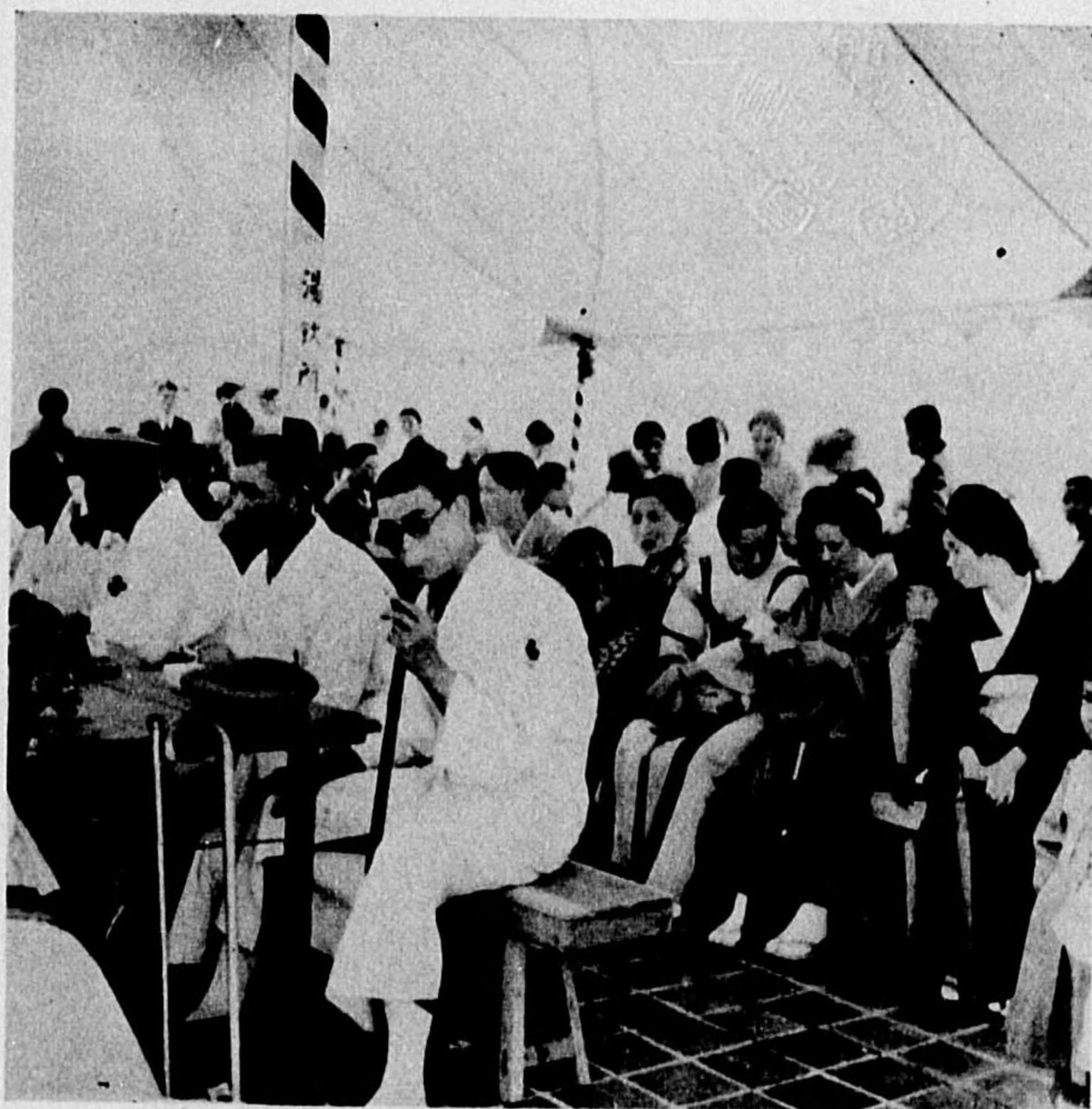
市内學校生徒の旗行列



工事申告



感謝狀贈呈



てつ交も士勇の衣白
(開公舎廳)

第八節 應舎の公開

五月十六日の應舎竣功式後一日を距て、十八日から三日間一般公衆に應舎の參觀を許すこととした。

其の要項は左の通り定められた。

應舎參觀要項

- 一、參觀日時ハ左ノ通トス
 - 五月十八日 自午前九時
 - 十九日 至午後三時
 - 二十日 同
- 一、參觀順路ハ揭示スルト共ニ係員ニ於テ誘導スルモノトス
- 一、參觀ハ三十分間ノ間隔ヲ置キ一團トシテ案内スルモノトス
- 一、參觀者ハ必ず靴又ハ草履ヲ用フルモノトス
- 一、團體參觀ハ必ず指導者之ヲ引率スルコト
- 但シ相當數ノ團體ハ豫メ參觀時刻ヲ庶務課ト打合ノコト
- 一、參觀者ハ受付ニ名刺ヲ差出サレタキコト但團體ハ引率者ノ氏名及員數ヲ申出ラレタキコト

- 一、參觀者ニハ記念繪葉書記念スタンプ押捺ヲ呈ス
 - 一、屋上ニ於テ記念撮影ノ便アリ
 - 一、屋上ニ於テ湯茶ノ設備アリ
 - 一、救護班ヲ設ケ參觀者ノ救護ニ任ズルモノトス
 - 一、喫煙ハ喫煙所以外ニ於テハ之ヲナサザルコト
- 斯くて當日となつたが三日間共參觀人は數千人に上つた。
 尙二十一日には、廳員家族の爲に、特に參觀を許したが、當日も亦多數の參觀人があつた。

第九節 永年勤續者に對する記念品授與

廳舎改築竣功を機會に多年縣廳本廳に奉職せる吏員に記念品を贈り、其の勞を稿はうといふ議が起り、竣功式の翌日即ち五月十八日午前十時から正廳に於て關係部課長等列席の上、平知事から左の各氏に對し記念狀と共に記念品宣徳火鉢一對宛を授與せられた。

勤續年數	就職年月日	職	氏名
四十年	明治三二、四、三〇	巡視	磯野松之助
三十一年	明治四一、四、一	電話工夫	小森勘七
二十九年	明治四三、四、一	同	北村與三松

(各 通)

二十二年	大正五、二、二二	防疫事務囑託	酒井 豊
二十一年	大正六、一、二九	地方改良主事	小暮 國次
二十一年	大正八、一、二四	土木書記補	中村 庫夫
二十年	大正八、三、一七	建築技手	一川 奈良一

多年當廳ニ勤續シ其ノ功績寔ニ尠カラス今回縣廳舎改築落成ニ際リ茲ニ記念品ヲ贈與シ其ノ勞ヲ謝ス

昭和十四年五月十八日

滋賀縣知事 從四位勳四等 平 敏 孝

尙同日午後六時から前記記念品被授與者の外判任官以上の永年勤續者前川地方事務官(二十六年)山元縣技手(二十五年)清水農林技師(二十三年)前田農林技師(二十三年)及田村縣技手(二十一年)縣政記者として二十年以上本縣廳に出入せる山上名古屋新聞支局長をも交へ、北國町貝徳樓で關係課長等列席の上、懇話會を開き懷舊談を聴取した。

第十節 文書庫及別館の竣功

本館竣功後、残された工事としては文書庫、別館(各試験室)の建築、附帶工事として警察部長官舎、移轉其の他があつたが、文書庫は昭和十四年三月から着工し同年十一月三十日に竣功した。

其の構造、仕上等は既述の通りである。其の使用は二階、三階は大體に於て文書庫専用とし、一階及地階は會計課及警務課の物品倉庫とした。次で自轉車置場は昭和十五年二月着工、同三月末竣功、更に別館たる各種試験室は昭和十五年九月十八日着工、同年度末を以て竣功せるもので、この別館は當初豫定に依れば鐵筋混凝土造の計畫であつたが、資材規正の結果、木造を以て建築したのである。

尙附帶工事たる警察部長官舎の移築等は凡て時局に鑑み且つ財源の關係上これを見合せることとした。

第十一節 知事並に各部長の更迭

縣廳舎改築の發案から竣功に至る迄、終始長官として董督に任じた平知事は昭和十五年四月十六日長崎縣知事に任じ、後任として近藤北海道廳土木部長來任した。近藤長官來任の時は本館は固より大部の工事は竣成し餘すところは別館建築其の他附帶工事であつたが、時局に鑑み別館建築も最少限度の木造二百三十餘坪當初計畫鐵筋コンクリート五百二十五坪の建築に止め他の附帶工事も悉く中止した。蓋し縣廳改築案決定當時とは時局の推移著しく激變し、事變は眞に長期化すると共に歐洲の天地亦戰亂の巷となり、抗日政權膺懲より進んで東亞共榮圈確保の爲に邁進せざるべからざる事態となり、一疋の鐵一袋のセメントと雖もこれを節し、以て戰爭目的の遂行に努めねばならぬこととなつたので、前陳附

帶工事其の他も當然廳舎改築の整備としては必要ではあるが、所謂忍ぶべからざるを忍ぶ意味に於て斷乎既定の計畫を中止するに至つたのである。尙この際、改築案決定以來の各部長の異動を示せば左の通である。

總務部長	中村茂	昭和十二年七月三日 依願免本官
同	内藤三郎	同 十二年七月八日 宮内書記官ヨリ本縣へ
同	松木茂一	昭和十四年四月二十一日 福島縣書記官へ
同	沖森源一	同 十五年七月八日 三重縣書記官ヨリ本縣へ
同	同	同 十五年七月八日 依願免本官
同	同	同 十五年七月八日 静岡縣書記官ヨリ本縣へ
學務部長	木村政司	昭和十二年七月八日 依願免本官
同	渡邊信男	同 十五年四月十日 福岡縣地方事務官ヨリ本縣へ
同	同	同 十五年四月十日 山口縣書記官へ
同	同	同 十五年四月十日 宮崎縣書記官ヨリ本縣へ
經濟部長	福田雄次郎	昭和十四年一月二十五日 廣島縣書記官へ
同	原信次郎	昭和十四年一月二十五日 東京府地方事務官ヨリ本縣へ
同	同	同 年四月二十一日 農林書記官兼農林大臣秘書官へ
同	伊藤俊介	昭和十四年四月二十一日 農林書記官ヨリ本縣へ
同	同	同 年十月十二日 農林書記官へ
同	同	同 年十月十六日 島根縣書記官ヨリ本縣へ
同	同	同 十五年八月二十九日 行政裁判所評定官へ
同	同	同 日 北海道廳事務官ヨリ本縣へ
警察部長	山田俊介	昭和十二年一月九日 愛媛縣書記官(經濟部長)へ
同	岡本茂	同 日 社會局事務官ヨリ本縣へ
同	同	同 日 警視廳衛生部長へ

同 齋 藤 昇
同 渡 邊 次 郎

同 昭十五年四月十日 内務事務官ヨリ本縣へ
昭十五年四月十日 茨城縣書記官ヨリ本縣へ

又改築案提出の縣會當時の議員中左記各氏の異動があつた。

上原茂次氏の補闕として

前 田 節 氏 (高島郡大溝町 勝野) 一三、五、二一當選

寺島傳吉氏の補闕として

前 田 富 士 太 郎 氏 (大上郡日夏村) 一三、七、一五當選

辻與太郎氏の補闕として

村 岸 峯 吉 氏 (大上郡豊郷村 石畑) 一三、四、一〇當選

佐野眞次郎氏の補闕として

關 谷 久 佐 小 氏 (東淺井郡速水村 速水) 一三、七、一當選

第十二節 改築事務所の廢止

廳舎改築も昭和十五年度に入り大要片付き、後は特に事務所を置いて、處理しなくても、總務部

庶務課建築係の手で處行し得る程度となつたので、七月十日附で左の如く改築事務所廢止を告示した。

滋賀縣告示第五百三十九號

昭和十二年滋賀縣告示第四百八十一號滋賀縣廳舎改築事務所設置規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年七月十日

滋賀縣知事 近 藤 壤 太 郎

この機會に同事務所設置以來の職員の異動を示せば次の通りである。

滋賀縣廳舎改築事務所

昭和十二年八月十日設置
昭和十五年七月十日廢所

任命發令年月日	官 職	氏 名	備 考
昭和十二年八月十日	地方事務官	前 川 鬼 子 男	
同	建築技師	佐 々 木 尙 德	
同	滋賀縣屬	丹 波 重 藏	昭和十三年四月十一日秘書課長ニ
同	同	草 野 文 男	昭和十三年四月十三日滋賀縣屬ニ
同	滋賀縣書記	山 口 治	
同	建築技手	井 上 秋 太 郎	
同	土木書記補	安 藤 弘	

同	昭和三十二年十二月四日	事務屋	前田保二	昭和十四年七月十七日退職
同	昭和三十二年十二月十日	嘱託	長谷川常次	昭和十四年八月三十一日退職
昭和三十二年三月五日	同	同	小飯塚謙一	昭和十四年六月三日退職
同	四月二十三日	滋賀縣工手	下村外吉	昭和十四年六月三十日文書課長ニ
同	同	滋賀縣屬	辰巳	
同	四月三十日	建築技手	二階堂次雄	昭和十三年八月二十日退職
同	五月二十六日	同	長岐正三	昭和十四年六月三日退職
同	六月一日	滋賀縣工手	大平國一	昭和十四年六月三十日退職
同	六月三十日	嘱託	中村貞四郎	
同	六月一日	地方警察技手	西山恒三郎	
同	六月一日	電話工手	佐々木靖	

(備考) 摘要欄記載なきは事務所廢止迄在職したるものとす

第十四章 結 語

以上を以て縣廳舎改築計畫の樹立より其の竣功に至る迄の經過に付て大要を敘述した。本館改築後、僅かに二年足らぬ今日ではあるが、今日これを記録しやうすると、既に記憶から逸脱した事項もあり、敘述の不充分又は事實上魯魚の誤なきを保し難いが、今後年處を經るに従ひ益々材料の散佚することを想へば、今日この程度の記事も亦、何等か後代の參考とならう。思ふに、今日七百の縣廳員は明るく快適な部屋で、戦時下の複雑多繁な事務に従事してゐるが、この明るさこの快適さがどれだけ事務能率の上に好結果を及ぼしてゐるかは洵に圖り知れないものがある。夫れは舊廳舎のあの晝猶暗い廊下を思ひ出せば、自ら判明することである。この點、現廳員はこの改築に對し滿腔の感謝を捧げなければならぬ。

改築着工以來一年有半は決して長い年月ではなかつたが、而かもその前後各一年を合せて三年餘の間、當事者たる諸氏の勞苦は並大抵でなかつた。

改築決行に至る迄の準備、縣會中の對策、設計、資材の入手難竝に價格の昂騰、殊に鐵材の購入、それに鐵の使用制限に對する處置、工費の超過、請負人の決定難、工事進行方法等々の苦心は其の主なるものである。而かも其等凡ての難關を克服して、今日この完成を見たのは、全く縣民の

理解援助、監督官廳の諒解、指導、別しては當事者の異常なる努力と熱意に因つたものに外ならぬ。特に注目すべきはこの改築が立案者自身によつて終始董督されたことが、この各種の障害を速に突破克服して有終の美を収めた主因であるといふ一事である。この事は向後事業の企畫に當つて、慥かによき示範となるものといつてよからう。

五階塔屋上、翻翻として、日章旗の清風にはためくを仰ぎ見る時、われ等は今更に改築當事者、それには立案者たる知事始め縣會議員、縣幹部職員はいはすもがな、改築中二名の犠牲者さへ出した延六万數千の工員諸君をも加へての勞苦に對し、衷心よりの敬意と感謝を表するものである。

縣廳舍改築年譜

昭和十一年

十二月五日

改築費豫算竝に關係議案追加議案として縣會に提出

十二日

追加議案改築費縣會に上程さる、質疑應答の後七名の特別委員に附託さる

十四日

特別委員會開かる

十五日

同上

十六日

午後十一時より最終特別委員會開かれ修正可決することに決定

十七日

午前二時四十五分より縣會開かれ廳舍改築案委員長報告通り修正可決確定さる

昭和十二年

一月八日

工學博士佐藤功一氏縣の招請に依り現廳舍竝に敷地現況調査の爲來廳す

九日

佐藤功一、國枝博兩氏に工事設計を依頼す

二十九日
二十二日
二十四日
二月十一日
十五日

山田警察部長愛媛縣へ轉任、後任岡本茂氏
前川庶務課長等改築中の和歌山縣廳を視察す
縣參事會に於て平知事より廳舎改築經過及設計概況を説明す
本日より十二間敷地ボーリング二ヶ所を施行す
彦根市制實施
佐藤國枝二氏を交へ知事、各部長及庶務課長等を以て廳舎改築協議會を開く

二十二日

豫算外義務負擔假廳舎建築年度内に着手の件及び廳舎新館昭和七年建築を一萬五千圓を以て産業組合聯合會に賣却の件縣參事會にて可決す

三
五月五日
八日

知事、部課長參集部屋割を決定す
大津市より廳舎改築費五萬圓追加寄附の件市會に於て可決す
本日附を以て起債許可稟請書及改築費繼續費設定許可申請を提出す

二十七日
十七日
二十六日

佐藤顧問來縣各部課長の參集を求め基礎案の最後決定をなす
改築費繼續年期及支出方法の件内務大臣より許可せらる
寄附者に對し寄附採納指令を發す

二十九

假廳舎設計完了

四
五月五日
七日
十二日
三十日

新廳舎外觀圖出來し、縣參事會員に提示す
假廳舎工事請負日加木材株式會社に金一九、五〇〇圓を以て落札す
縣廳聖蹟調査の爲柴沼文部省宗教局保存課長來縣
廳舎改築費起債内務、大藏兩大臣より許可せらる
衆議院議員總選舉

五
五月十一日

同開票堤、青木、森田中、服部氏當選
鐵材價格騰貴に伴ふ工費不足額二十六、七萬圓を次回參事會に附議すべき旨縣參事會に諒解を求む

十七日

地方長官會議開かる

二十一日

縣會議員補闕選舉(高島郡)の結果前田節氏當選

二十二日

廳舎改築費二十六萬圓追加縣參事會に於て可決す

六
六月二日

事務刷新運動始まる

八日

皇太后陛下本縣御通過京都に向はせらる

十二日

縣廳舎惜別報謝祭

十三日

假廳舎への移轉始まる

十五日

假廳舎に正式移轉、執務を開始す

二十一日

舊廳舎別館を縣產業組合聯合會へ正式引繼をなす
產業會館地鎮祭

七月一日

平知事、内務省に鐵筋使用承認申請の爲上京す
平知事歸縣、縣廳舎起工は既定の通と語る
物産假陳列場開始舊廳舎元土木別館

三日

中村總務部長退官

六日

琵琶湖對策審議會最後總會開かる

七日

廳舎裏路改修費三〇〇圓縣參事會に於て追加豫算議決す

八日

木村學務部長退官、内藤總務、渡邊學務兩部長發令さる

十一日

前川庶務課長改築用鐵材官給の爲日鐵本社と打合せの爲上京

十四日

前川庶務課長一旦歸廳、同日更に上京、滯京中の平知事と鐵材供給の件に付打合せの上即日歸廳す、日鐵本社と鐵材配給の件協議纏る

十五日

改築本設計完了し、丹波屬國枝事務所に於て受領す

十六日

縣會議員犬上郡補缺選舉にて前田富士太郎氏當選す

二十日

近江神宮御造營内務省神社調査事務打合會に於て内定さる

琵琶湖祭始まる

二十六日

官給鐵材明細書成る

二十八日

平知事改築起工案を決裁す

八月六日

指名請負人八名を決定し入札通知を發す

十日

津田勝五郎商店と鐵材購入契約を了す

廳舎工事指名入札執行、豫定額超過に付十日再入札に決す
廳舎工事再入札執行せるも再び豫算超過に付不成立
縣告示第四八一號を以て縣廳舎改築事務所設置規程を公布す、尙廳達第五號を以て同處務規程をも定む、同日所長事務取扱外七名の所員を任命す

九月十日

第二次工事請負人の入札執行、豫定超過に付更に再入札執行に決す

十四日

再入札指名人全部辭退す、大林組に隨意契約方交渉す

十八日

知事以下廳員一同武運長久國威宣揚祈願の爲官幣大社建部神社に參拜す

大林組隨意契約にて本館工事請負に決す(八十四萬圓)
大林組と正式契約締結す

十月一日

廳舎改築工事起工

四日

近江神宮奉贊會設立認可せらる

十四日

午前十時三十分より縣廳舎地鎮祭を執行す

十一月十二日

應員一同桃山御陵に徒歩參拜す
廳舎改築事務所清祓式執行

不知事廳舎設計を一部變更し防空地下室を設ける旨發表す

廳舎工事鐵材使用の件商工省鑛山局長より支障なき旨通達を受く

通常縣會を假廳舎議事堂に招集す

產業會館竣功し各團體移轉す

彦根綜合運動場地鎮祭

南京陷落奉告感謝祭を縣社三尾神社にて執行夜は應員一同提灯行列に參加す

十二月十一日

十三日

南京陷落公報

改築現場のミキサー用大鐵塔に日章旗を旌す

十五日

通常縣會閉會

昭和十三年

一月二十四日

對支新使命遂行に對する覺悟に付不知事應員に訓示す

三十日

應員一同伊勢神宮に參拜す

二月十一日

紀元節拜賀式後憲法發布五十周年記念勅語奉讀式舉行

二十八日

第一回國旗掲揚式舉行(毎月曜朝)

三月十日

陸軍記念日に付應員代表として長官部課長日吉神社、陸軍墓地、弘文天皇御陵に參拜す

十四日

國民融和日訓示

二十八日

滋賀縣農工銀行日本勸業銀行と合併す

四月四日

照宮成子内親王殿下京都より坂本、大津、石山、瀬田へ御成同日御歸洛遊ばさる

九日

應員一同石山外畑縣行造林地にて植樹奉仕をなす

十日

犬上郡縣會議員補缺選舉無投票にて村岸峯吉氏當選す

十二日

彦根市招魂社に於て招魂祭執行

十七日

自治制發布五十周年記念式舉行

十九日

東伏見宮故依仁親王妃周子殿下御來縣琵琶湖ホテル御宿泊十九日迄御滞在

二十一日

東伏見宮故依仁親王妃周子殿下縣廳に御成同日京都に向はせらる末次内相來縣、廳舎改築工事其の他視察後假廳舎に於て應員に訓示す

二十二日

岡本警察部長轉任、後任齋藤昇氏

- 五月一三日 縣立大津高等女學校に於て自治制發布五十周年記念奉告祭、祝賀式物故自治功勞者慰靈祭執行
- 五月一日 近江神宮御創建竝に官幣大社列格の義仰出
- 二日 各部長同日山科天智天皇御陵に參拜す
- 二日 近江神宮御創建仰出に付知事代理内藤部長より訓示あり、後、廳員一同雨を衝きて天智天皇御陵に參拜す
- 九日 近衛首相來縣陸軍病院慰問後、近江神宮敷地視察の上京都へ向はる
- 二十日 徐州陷落
- 六月十日 近江神宮地鎮祭
- 十六日 閑院宮春仁王殿下御來縣
- 二十五日 野洲郡三上村に於て悠紀齋田勅定十周年記念御田植祭、記念會館地鎮祭執行
- 七月一日 東淺井郡縣會議員補關選舉の結果關谷久左小氏當選す
- 五日 縣下豪雨出水し被害多し
- 七日 支那事變一週年記念日、畏くも勅語を賜ふ、廳内に於て廳員戰死者慰靈祭其の他を行ふ
- 九日 勅語奉讀式舉行

- 八月十八日 秩父宮殿下大溝町へ御成
- 八月一日 職業課を新設す
- 二十八日 内務省地方局木村振興課長來縣、縣廳舎改築現場視察
- 九月一日 新廳舎議事堂工事大いに進捗す
- 七日 縣參事會員一同改築現場視察、議場内演壇位置等に付最後の決定をなす
- 十月二十一日 近江神宮新始祭
- 二十二日 廣東陷落入城式
- 二十七日 武漢陷落公表さる
- 十一月五日 武漢三鎮攻略祝賀式を執行後、廳員一同縣社三尾神社に參拜す
- 六日 内務省大阪土木出張所長來縣改築現場視察
- 八日 閑院宮春仁王殿下、李健公殿下御來縣
- 十一日 午前十時より廳舎上棟式、議事堂清祓式舉行
- 十二日 知事各部長、政友民政兩支部長を新議堂に招き懇談す
- 二十日 縣會新議事堂に於て開會せらる
- 十二月十日 河原田内相來縣
- 通常縣會閉會

二十日

内務省宮村監査課長來縣、午後新議事堂に於て部課長等と懇談會を開催す

昭和十四年

一月二十五日

福光經濟部長廣島縣へ轉任、後任原信次郎氏

二十九日

廳員一同伊勢神宮に參拜す

二月十日

日本精神發揚週間第六日に際し全廳員官幣大社、日吉神社に參拜、國威宣揚、武運長久を祈願す

三月十八日

東久邇宮稔彦王殿下御成、陸軍病院御慰問遊ばさる

二十五日

附屬倉庫文書庫建築着工、請負大林組

四月四日

新廳舎清祓式を四月二十二日舉行、二十六日より三日間に新廳舎に移轉に決定す

十日

午前八時十分より部課長會議を開き縣廳舎移轉の件を附議す

二十一日

午前十時より廳舎移轉事務打合會を開く

二十一日

内藤總務部長福島縣へ、原經濟部長農林省へ各轉任、後任總務部長松本茂一氏、同經濟部長伊藤佐氏

二十二日

午前十一時より新廳舎清祓式執行

二十六日
二十八日

新廳舎へ移轉開始

本日新廳舎へ正式移轉す

五月二日

知事御眞影を奉じて新廳舎に移る

十日

地方長官會議に於て、平知事近江神宮御造營の狀況を天皇陛下に奏上す

十一日

近江神宮立柱上棟祭

十六日

近江神宮奉贊會發會式を新廳舎屋上に於て開催、近衛樞密院議長同會々長として臨場さる

十八日

午前十時より廳舎屋上に於て竣功祭及竣功式舉行

二十一日

多年本廳在職者(縣史員以下)七名に對し記念品を授與す

七月一日

本日より三日間一般に廳舎參觀を許可す

十一月三十日

廳員家族の爲に廳舎を公開參觀せしむ

昭和十五年

四月九日

「明治天皇聖蹟の石標を玄關向つて右側に建設に決す

四月九日

附屬倉庫竣功す

昭和十五年

四月九日

平知事長崎縣知事に轉じ、後任として近藤北海道廳土木部長任命せ

らる

七月十日

廳舎改築事務所廢止

九月十八日

別館試驗室請負小西郁太郎着工

昭和十六年

二月二十八日

試驗室竣工

昭和十六年三月二十五日印刷
昭和十六年五月十五日發行

大津市東浦一番地

發著
行作
者兼

滋賀縣

印刷者

大津市四ノ宮町一六

印刷所

大津市四ノ宮町一六

印刷所

中村太古舎

電話九十九番

930
24

終